

議案第 86 号

宝塚市事務分掌条例の一部を改正する条例の制定について

宝塚市事務分掌条例の一部を改正する条例を次のとおり制定するものとする。

令和 3 年（2021 年）9 月 3 日提出

宝塚市長 山 崎 晴 恵

宝塚市条例第 号

宝塚市事務分掌条例の一部を改正する条例

宝塚市事務分掌条例（平成 22 年条例第 46 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条中第 5 号を第 6 号とし、第 4 号を第 5 号とし、第 3 号を第 4 号とし、第 2 号の次に次の 1 号を加える。

（3） 市有建築物の保全に関すること。

第 6 条第 8 号中「保全及び」を削る。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第 8 6 号

宝塚市事務分掌条例の一部を改正する条例の制定について
宝塚市事務分掌条例(平成22年条例第46号)新旧対照表

現行	改正案
(企画経営部の事務分掌) 第2条 企画経営部の事務分掌は、おおむね次のとおりとする。 (1)～(2) (略) <u>(3)～(5)</u> (略) (都市整備部の事務分掌) 第6条 都市整備部の事務分掌は、おおむね次のとおりとする。 (1)～(7) (略) (8) 市有建築物の<u>保全及び</u>営繕に関すること。	(企画経営部の事務分掌) 第2条 企画経営部の事務分掌は、おおむね次のとおりとする。 (1)～(2) (略) <u>(3) 市有建築物の保全に関すること。</u> <u>(4)～(6)</u> (略) (都市整備部の事務分掌) 第6条 都市整備部の事務分掌は、おおむね次のとおりとする。 (1)～(7) (略) (8) 市有建築物の_____営繕に関すること。

議案第 87 号

宝塚市特別職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の制定について
宝塚市特別職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例を次のとおり制定するものとする。

令和 3 年（2021 年）9 月 3 日提出

宝塚市長 山 崎 晴 恵

宝塚市条例第 号

宝塚市特別職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例
(宝塚市特別職の職員の給与に関する条例の一部改正)

第 1 条 宝塚市特別職の職員の給与に関する条例（昭和 29 年条例第 21 号）の一部を次のように改正する。

附則第 2 項中「令和 2 年 6 月 1 日から令和 3 年 3 月 31 日まで」を「令和 3 年 11 月 1 日から令和 6 年 8 月 31 日まで」に、「「978,000 円」とあるのは「880,200 円」」を「「1,072,400 円」とあるのは「965,100 円」」に、「「795,800 円」とあるのは「740,000 円」」を「「881,100 円」とあるのは「819,400 円」」に、「「682,000 円」とあるのは「647,900 円」」を「「758,100 円」とあるのは「720,100 円」」に改める。

(宝塚市上下水道事業管理者の給与に関する条例の一部改正)

第 2 条 宝塚市上下水道事業管理者の給与に関する条例（昭和 44 年条例第 20 号）の一部を次のように改正する。

附則第 2 項中「令和 2 年 6 月 1 日から令和 3 年 3 月 31 日まで」を「令和 3 年 11 月 1 日から令和 6 年 8 月 31 日まで」に、「「682,000 円」とあるのは「647,900 円」」を「「758,100 円」とあるのは「720,100 円」」に改める。

(宝塚市病院事業管理者の給与に関する条例の一部改正)

第 3 条 宝塚市病院事業管理者の給与に関する条例（平成 17 年条例第 21 号）の一部を次のように改正する。

附則第 2 項中「令和 2 年 6 月 1 日から令和 3 年 3 月 31 日まで」を「令和 3 年 11 月

１日から令和６年８月３１日まで」に、「「６８２，０００円」とあるのは「６４７，９００円」」を「「７５８，１００円」とあるのは「７２０，１００円」」に改める。

附 則

この条例は、令和３年１１月１日から施行する。

議案第 8 7 号

宝塚市特別職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の制定について
宝塚市特別職の職員の給与に関する条例(昭和29年条例第21号)新旧対照表(第1条による改正関係)

現行	改正案
附 則 (職員の給料月額の特例) 2 <u>令和2年6月1日から令和3年3月31日まで</u> の間に限り、第2条の規定の適用については、第2条第1号中「 <u>978,000円</u> 」とあるのは「 <u>880,200円</u> 」と、同条第2号中「 <u>795,800円</u> 」とあるのは「 <u>740,000円</u> 」と、同条第3号中「 <u>682,000円</u> 」とあるのは「 <u>647,900円</u> 」とする。	附 則 (職員の給料月額の特例) 2 <u>令和3年11月1日から令和6年8月31日まで</u> の間に限り、第2条の規定の適用については、第2条第1号中「 <u>1,072,400円</u> 」とあるのは「 <u>965,100円</u> 」と、同条第2号中「 <u>881,100円</u> 」とあるのは「 <u>819,400円</u> 」と、同条第3号中「 <u>758,100円</u> 」とあるのは「 <u>720,100円</u> 」とする。

宝塚市上下水道事業管理者の給与に関する条例(昭和44年条例第20号)新旧対照表(第2条による改正関係)

現行	改正案
附 則 (管理者の給料月額の特例) 2 第2条の規定の適用については、<u>令和2年6月1日から令和3年3月31日までの間に限り</u>、同条中「<u>682,000円</u>」とあるのは「<u>647,900円</u>」とする。	附 則 (管理者の給料月額の特例) 2 第2条の規定の適用については、<u>令和3年11月1日から令和6年8月31日までの間に限り</u>、同条中「<u>758,100円</u>」とあるのは「<u>720,100円</u>」とする。

宝塚市病院事業管理者の給与に関する条例(平成17年条例第21号)新旧対照表(第3条による改正関係)

現行	改正案
附 則 (管理者の給料月額の特例) 2 第2条の規定の適用については、<u>令和2年6月1日から令和3年3月31日までの間に限り、同条中「682,000円」とあるのは「647,900円」とする。</u>	附 則 (管理者の給料月額の特例) 2 第2条の規定の適用については、<u>令和3年11月1日から令和6年8月31日までの間に限り、同条中「758,100円」とあるのは「720,100円」とする。</u>

議案第 88 号

宝塚市一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について

宝塚市一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例を次のとおり制定するものとする。

令和 3 年（2021 年）9 月 3 日提出

宝塚市長 山 崎 晴 恵

宝塚市条例第 号

宝塚市一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

宝塚市一般職の職員の給与に関する条例（昭和 32 年条例第 12 号）の一部を次のように改正する。

別表第 7 中「6, 320 円」を「6, 510 円」に、「6, 410 円」を「6, 510 円」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行し、改正後の別表第 7 の規定は、令和 3 年 10 月 1 日から適用する。

議案第 8 8 号

宝塚市一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について
宝塚市一般職の職員の給与に関する条例(昭和32年条例第12号)新旧対照表

現行	改正案
別表第7(第27条関係) 日額報酬表 【別記 参照】 備考 1～3 (略)	別表第7(第27条関係) 日額報酬表 【別記 参照】 備考 1～3 (略)

【別記】

(現行)

職種区分	報酬日額
事務員及び司書補助	<u>6,320円</u>
軽作業員	<u>6,320円</u>
調理補助員	<u>6,410円</u>

(改正案)

職種区分	報酬日額
事務員及び司書補助	<u>6,510円</u>
軽作業員	<u>6,510円</u>
調理補助員	<u>6,510円</u>

議案第 89 号

宝塚市一般事務手数料条例の一部を改正する条例の制定について

宝塚市一般事務手数料条例の一部を改正する条例を次のとおり制定するものとする。

令和 3 年（2021 年）9 月 3 日提出

宝塚市長 山 崎 晴 恵

宝塚市条例第 号

宝塚市一般事務手数料条例の一部を改正する条例

宝塚市一般事務手数料条例（平成 22 年条例第 8 号）の一部を次のように改正する。

別表第 5（1）の項中「300 円」の次に「（多機能端末機による交付にあつては、1 件につき 200 円）」を加え、同表（9）の項中「300 円」の次に「（多機能端末機による交付にあつては、1 通につき 200 円）」を加える。

附 則

この条例は、令和 4 年 2 月 1 日から施行する。

議案第 8 9 号

宝塚市一般事務手数料条例の一部を改正する条例の制定について
宝塚市一般事務手数料条例(平成22年条例第8号)新旧対照表
(現行)

別表第5 (第2条関係)

手数料を徴収する事務	手数料の金額
(1) 租税又は公課に関する証明	1筆、1棟又は1件につき 300円 _____ _____ _____
(9) 戸籍の附票の写しの交付	1通につき300円 _____ _____ _____

(改正案)

別表第5 (第2条関係)

手数料を徴収する事務	手数料の金額
(1) 租税又は公課に関する証明	1筆、1棟又は1件につき 300円(多機能端末機による 交付にあつては、1件に つき200円)
(9) 戸籍の附票の写しの交付	1通につき300円(多機能 端末機による交付にあつ ては、1通につき200円)

議案第 90 号

宝塚市立教育総合センター条例の全部を改正する条例の制定について

宝塚市立教育総合センター条例の全部を改正する条例を次のとおり制定するものとする。

令和 3 年（2021 年）9 月 3 日提出

宝塚市長 山 崎 晴 恵

宝塚市条例第 号

宝塚市立教育総合センター条例

宝塚市立教育総合センター条例（平成 4 年条例第 51 号）の全部を改正する。

（設置）

第 1 条 地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和 31 年法律第 162 号）第 30 条の規定に基づき、本市における教育の振興を図るため、宝塚市立教育総合センター（以下「教育総合センター」という。）を設置する。

（名称及び位置）

第 2 条 教育総合センターの名称及び位置は、次のとおりとする。

名称	位置
宝塚市立教育総合センター	宝塚市小浜 1 丁目 2 番 1 号
宝塚市立教育総合センター第 1 分室	宝塚市小浜 1 丁目 1 番 10 号
宝塚市立教育総合センター第 2 分室	宝塚市小浜 5 丁目 15 番 2 号

（事業）

第 3 条 教育総合センターは、次に掲げる事業を行う。

- （1） 教育に関する専門的事項又は技術的事項の研究及び調査に関すること。
- （2） 教育関係職員の研修及び研究助成に関すること。
- （3） 教育に関する資料の作成並びに情報の収集及び提供に関すること。
- （4） 教育相談に関すること。
- （5） 教育支援に関すること。
- （6） 視聴覚教育に関すること。
- （7） 青少年の非行防止及び健全育成に関すること。
- （8） 前各号に掲げるもののほか、宝塚市教育委員会が必要があると認める事業

（職員の配置）

第4条 教育総合センターに所長及び事務職員その他必要な職員を置く。

附 則

この条例は、令和4年4月1日から施行する。

議案第 91 号

宝塚市立小学校及び中学校の設置及び管理条例の一部を改正する条例の制定
について

宝塚市立小学校及び中学校の設置及び管理条例の一部を改正する条例を次のとおり制定
するものとする。

令和 3 年（2021 年）9 月 3 日提出

宝塚市長 山 崎 晴 恵

宝塚市条例第 号

宝塚市立小学校及び中学校の設置及び管理条例の一部を改正する条例

宝塚市立小学校及び中学校の設置及び管理条例（昭和 39 年条例第 29 号）の一部を次
のように改正する。

別表中「 | 宝塚市立中山桜台小学校 | 宝塚市中山桜台 4 丁目 2 5 番 1 号 | 」及
び「 | 宝塚市立中山五月台小学校 | 宝塚市中山五月台 7 丁目 4 番 1 号 | 」を削り、
「 | 宝塚市立山手台小学校 | 宝塚市山手台西 3 丁目 1 番 1 号 | 」
を

「	
宝塚市立山手台小学校	宝塚市山手台西 3 丁目 1 番 1 号
宝塚市立中山台小学校	宝塚市中山桜台 4 丁目 2 5 番 1 号
」	

に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。

（宝塚市立地域児童育成会条例の一部改正）

- 2 宝塚市立地域児童育成会条例（平成 16 年条例第 9 号）の一部を次のように改正する。

別表第 1 宝塚市立中山五月台小学校地域児童育成会の項及び宝塚市立中山桜台小学校
地域児童育成会の項を削り、同表に次のように加える。

宝塚市立中山台小学校地域児童育成会	宝塚市中山桜台 4 丁目 1 2 番 1 号
-------------------	------------------------

議案第 9 1 号

宝塚市立小学校及び中学校の設置及び管理条例の一部を改正する条例の制定について
宝塚市立小学校及び中学校の設置及び管理条例(昭和39年条例第29号)新旧対照表（本則による改正関係）

（現行）

別表（第2条関係）

名称	位置
宝塚市立安倉小学校	宝塚市安倉中6丁目1番1号
<u>宝塚市立中山桜台小学校</u>	<u>宝塚市中山桜台4丁目25番1号</u>
宝塚市立末広小学校	宝塚市末広町3番1号
<u>宝塚市立中山五月台小学校</u>	<u>宝塚市中山五月台7丁目4番1号</u>
<u>宝塚市立山手台小学校</u>	<u>宝塚市山手台西3丁目1番1号</u>

（改正案）

別表（第2条関係）

名称	位置
宝塚市立安倉小学校	宝塚市安倉中6丁目1番1号
宝塚市立末広小学校	宝塚市末広町3番1号
<u>宝塚市立山手台小学校</u>	<u>宝塚市山手台西3丁目1番1号</u>
<u>宝塚市立中山台小学校</u>	<u>宝塚市中山桜台4丁目25番1号</u>

宝塚市立地域児童育成会条例(平成16年条例第9号)新旧対照表（附則第2項による改正関係）
（現行）

別表第1（第2条関係）

名称	位置
宝塚市立長尾小学校地域児童育成会	宝塚市山本東1丁目10番10号
<u>宝塚市立中山五月台小学校地域児童育成会</u>	<u>宝塚市中山五月台7丁目4番1号</u>
宝塚市立宝塚小学校地域児童育成会	宝塚市川面1丁目7番34号
<u>宝塚市立中山桜台小学校地域児童育成会</u>	<u>宝塚市中山桜台4丁目12番1号</u>
宝塚市立西谷小学校地域児童育成会	宝塚市大原野字石保34番地の1

（改正案）

別表（第2条関係）

名称	位置
宝塚市立長尾小学校地域児童育成会	宝塚市山本東1丁目10番10号
宝塚市立宝塚小学校地域児童育成会	宝塚市川面1丁目7番34号
宝塚市立西谷小学校地域児童育成会	宝塚市大原野字石保34番地の1
<u>宝塚市立中山台小学校地域児童育成会</u>	<u>宝塚市中山桜台4丁目12番1号</u>

議案第 92 号

令和 2 年度宝塚市水道事業会計決算認定について

令和 2 年度宝塚市水道事業会計決算を、地方公営企業法第 30 条第 4 項の規定により、別冊のとおり、監査委員の意見を付けて、議会の認定に付する。

令和 3 年（2021 年）9 月 3 日提出

宝塚市長 山 崎 晴 恵

議案第 93 号

令和 2 年度宝塚市下水道事業会計決算認定について

令和 2 年度宝塚市下水道事業会計決算を、地方公営企業法第 30 条第 4 項の規定により、別冊のとおり、監査委員の意見を付けて、議会の認定に付する。

令和 3 年（2021 年）9 月 3 日提出

宝塚市長 山 崎 晴 恵

議案第 94 号

令和 2 年度宝塚市病院事業会計決算認定について

令和 2 年度宝塚市病院事業会計決算を、地方公営企業法第 30 条第 4 項の規定により、別冊のとおり、監査委員の意見を付けて、議会の認定に付する。

令和 3 年（2021 年）9 月 3 日提出

宝塚市長 山 崎 晴 恵

議案第 9 2 号から第 9 4 号まで

令和 2 年度宝塚市水道事業会計決算認定、令和 2 年度宝塚市下水道事業会計決算認定及び令和 2 年度宝塚市病院事業会計決算認定について
地方公営企業法(抜粋)

(決算)

第30条 管理者は、毎事業年度終了後2月以内に当該地方公営企業の決算を調製し、証書類、当該年度の事業報告書及び政令で定めるその他の書類と併せて、当該地方公共団体の長に提出しなければならない。

2 地方公共団体の長は、決算及び前項の書類を監査委員の審査に付さなければならない。

3 監査委員は、前項の審査をするに当たっては、地方公営企業の運営が第3条の規定の趣旨に従ってされているかどうかについて、特に、意を用いなければならない。

4 地方公共団体の長は、第2項の規定により監査委員の審査に付した決算を、監査委員の意見を付けて、遅くとも当該事業年度終了後3月を経過した後において最初に招集される定例会である議会の認定(地方自治法第102条の2第1項の議会においては、遅くとも当該事業年度終了後3月を経過した後の最初の定例会(同条第6項に規定する定例会をいう。)に開かれる会議において議会の認定)に付さなければならない。

5 前項の規定による意見の決定は、監査委員の合議によるものとする。

6 地方公共団体の長は、第4項の規定により決算を議会の認定に付するに当たっては、第2項の規定により監査委員の審査に付した当該年度の事業報告書及び政令で定めるその他の書類を併せて提出しなければならない。

7・8 (略)

9 第1項の決算について作成すべき書類は、当該年度の予算の区分に従って作成した決算報告書並びに損益計算書、剰余金計算書又は欠損金計算書、剰余金処分計算書又は欠損金処理計算書及び貸借対照表とし、その様式は、総務省令で定める。

議案第 95 号

工事請負契約（（仮称）宝塚市新庁舎新築工事）の締結について

次のとおり工事請負契約を締結しようとするので、地方自治法第 96 条第 1 項の規定により、議会の議決を求める。

令和 3 年（2021 年）9 月 3 日提出

宝塚市長 山 崎 晴 恵

- 1 契約の目的 （仮称）宝塚市新庁舎新築工事
- 2 契約の方法 一般競争入札
- 3 契約の金額 ￥952,190,305.-
- 4 契約の相手方 神戸市中央区港島中町 7 丁目 4 番 3
株式会社明和工務店
代表取締役社長 松 本 章

5 工事場所 宝塚市東洋町地内

6 工事概要

（1）新庁舎新築工事

新庁舎 鉄筋コンクリート造 2 階建

床面積	1 階	2,733.46m ²
	2 階	2,440.09m ²
	R 階	32.62m ²
	合 計	5,206.17m ²

その他外構及び付帯施設共

上記に伴う建築・電気設備・機械設備・昇降機設備工事一式

（2）現市庁舎改修工事

現市庁舎 鉄骨鉄筋コンクリート造

改修面積	G 階	828.30m ²
	1 階	262.70m ²
	合 計	1,091.00m ²

上記に伴う建築・電気設備・機械設備工事一式

議案第 9 5 号

工事請負契約（（仮称）宝塚市新庁舎新築工事）の締結について

- 1 工 事 期 間 着工予定 議決があった日
完工予定 令和4年(2022年)12月23日
- 2 設 計 者 大阪市浪速区元町2丁目2番12号
株式会社 阿波設計事務所
代表取締役 瀬 尾 忠 治
- 3 予 定 価 格 ￥1,953,600,000.-
(入札書比較価格 ￥1,776,000,000.-)
- 4 最低制限価格 変動型最低制限価格 ￥1,465,200,000.-
(入札書比較価格 ￥1,332,000,000.-)
- 5 一般競争入札参加業者名及び開札結果

入札参加業者名	入札金額（円）	
(株) 明 和 工 務 店	1,476,000,000	落札
大 日 本 土 木 (株)	1,510,000,000	
大 鉄 工 業 (株)	1,525,000,000	
(株) 本 間 組	辞退	
(株) 柄 谷 工 務 店	辞退	
大 豊 建 設 (株)	辞退	

(入札価格には、消費税及び地方消費税相当分を含まない。)

6 落札金額の按分

落札金額	市長契約	上下水道事業管理者契約
￥1,476,000,000.-	￥865,627,550.-	￥610,372,450.-

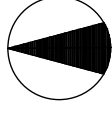
- 7 契約金額(市長契約) ￥952,190,305.- (うち消費税額及び地方消費税額 ￥86,562,755.-)
- 8 そ の 他 付近見取図、配置図及び平面図(別紙添付)

(参考)

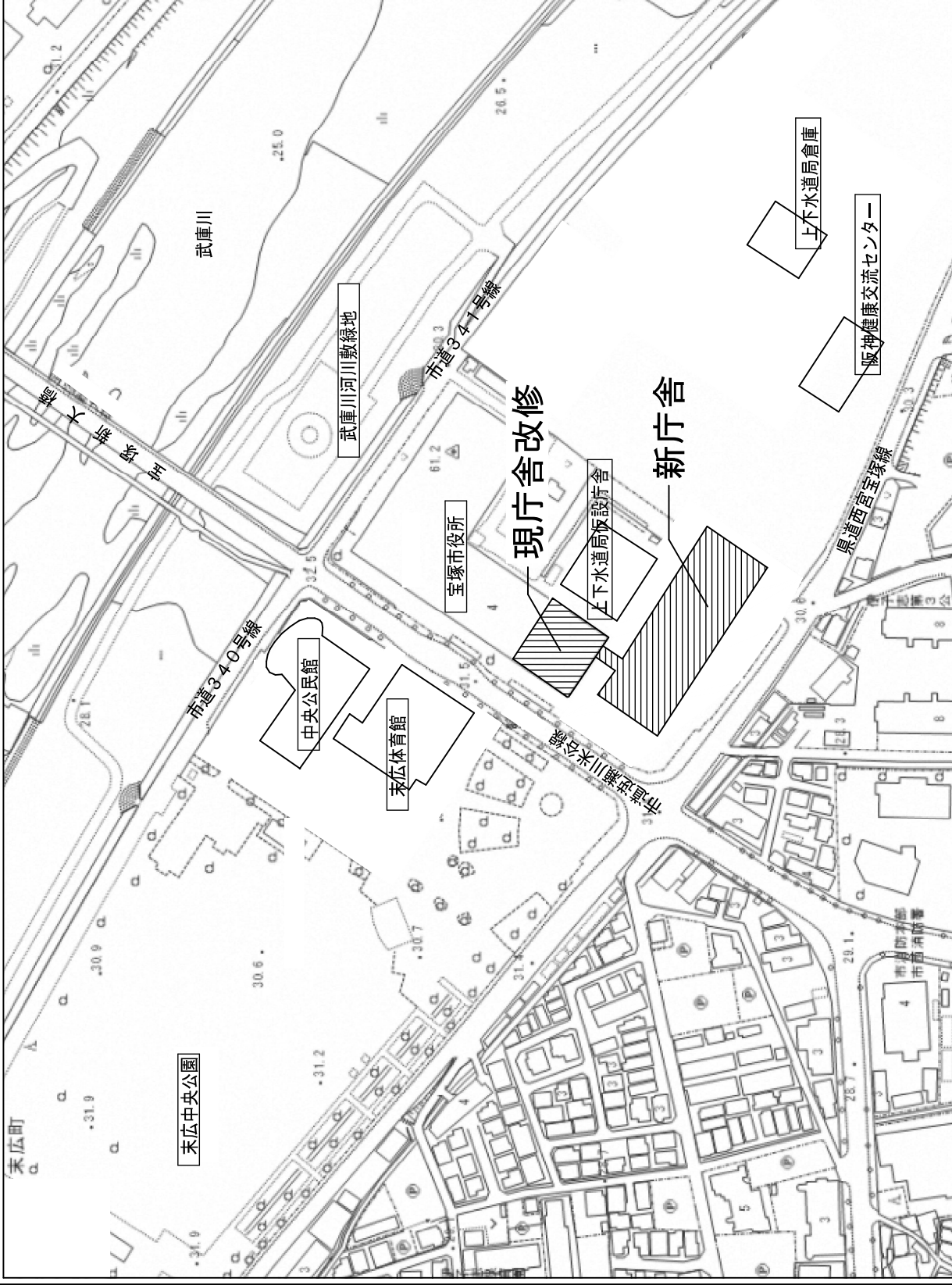
付 近 見 取 図

(仮称) 新庁舎

北



方位



今回新築しようとする施設の所在地



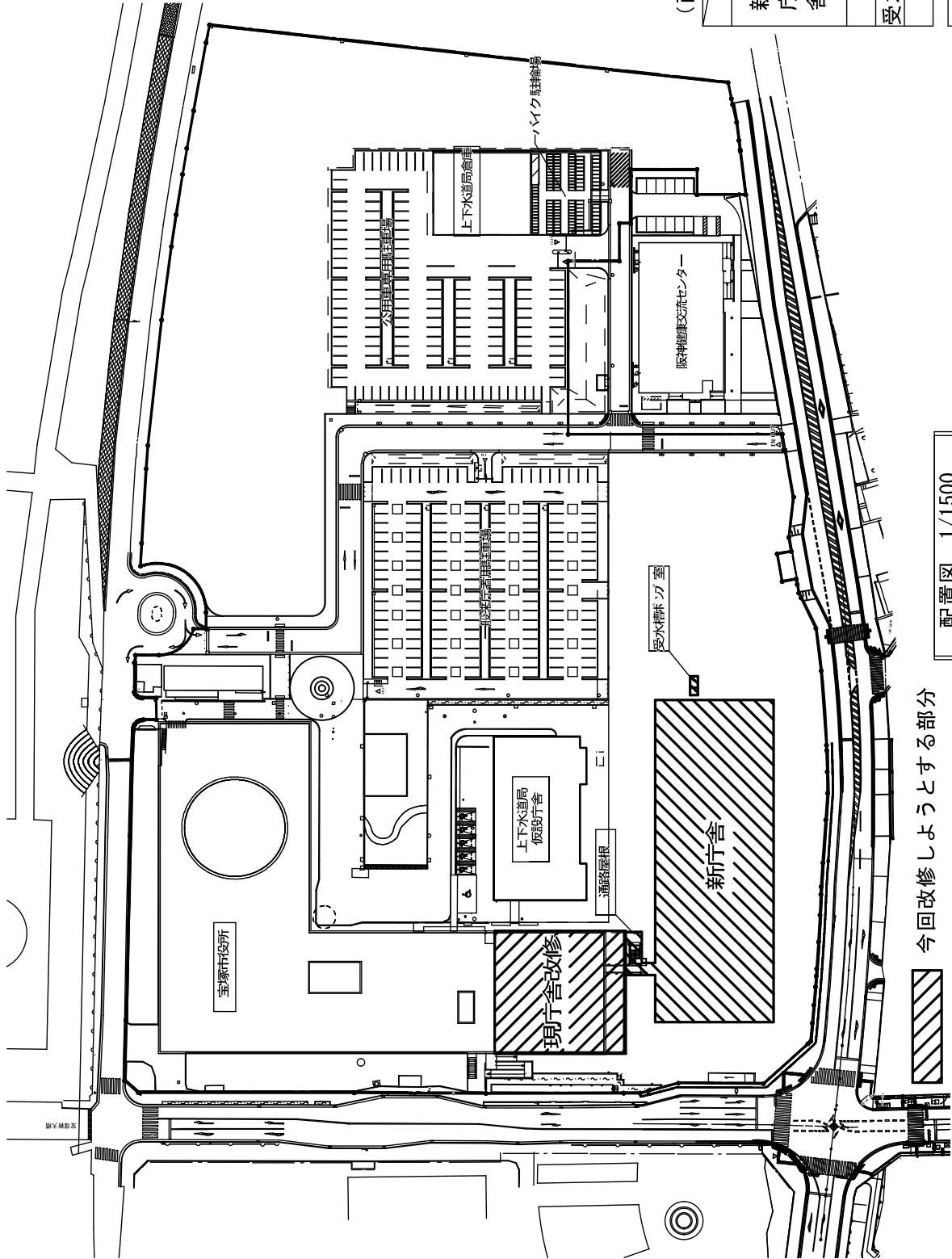
今回改修しようとする施設の所在地

付 近 見 取 図 1/2500

(参考)

配置図

(仮称)新庁舎



今回改修しようとする部分
今回新築しようとする部分

配置図 1/1500

(面積表)

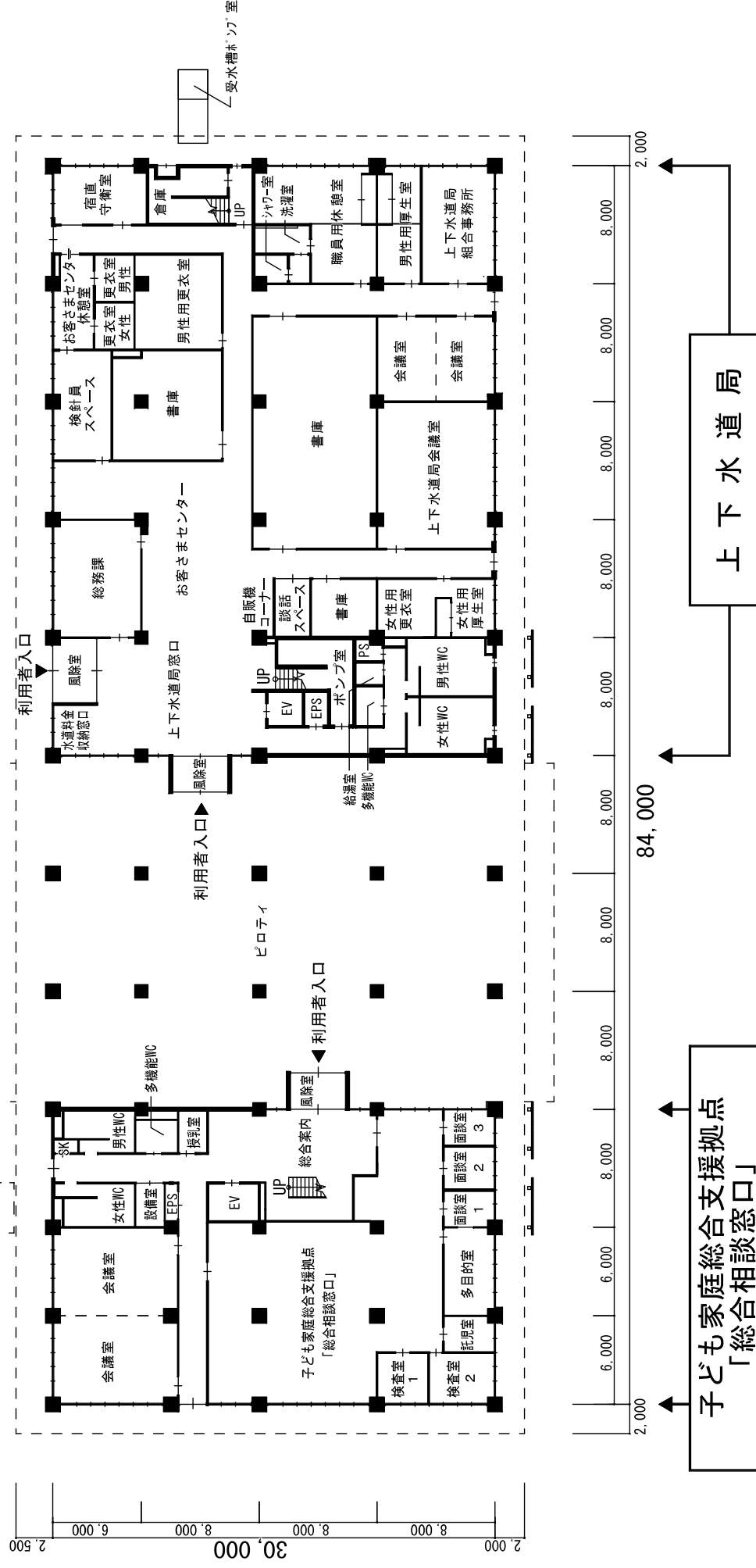
		床面積 (㎡)
新庁舎	1階	2,733.46
	2階	2,440.09
	R階	32.62
	小計	5,206.17
通路屋根		8.93
受水槽ポンプ室		4.00
合計		5,219.10
		改修面積 (㎡)
現庁舎	G階	828.3
	1階	262.7
	合計	1,091.0

(参考)

圖面平

(仮称)新庁舎

1階



1 階平面図 1/400

(参考)

(仮称)新庁舎

[illegible]

危機管理センター
ネットワークセンター

2階平面図 1/400

現庁舎
(2階部分)

(参考)

平面図

(仮称)新庁舎

屋上

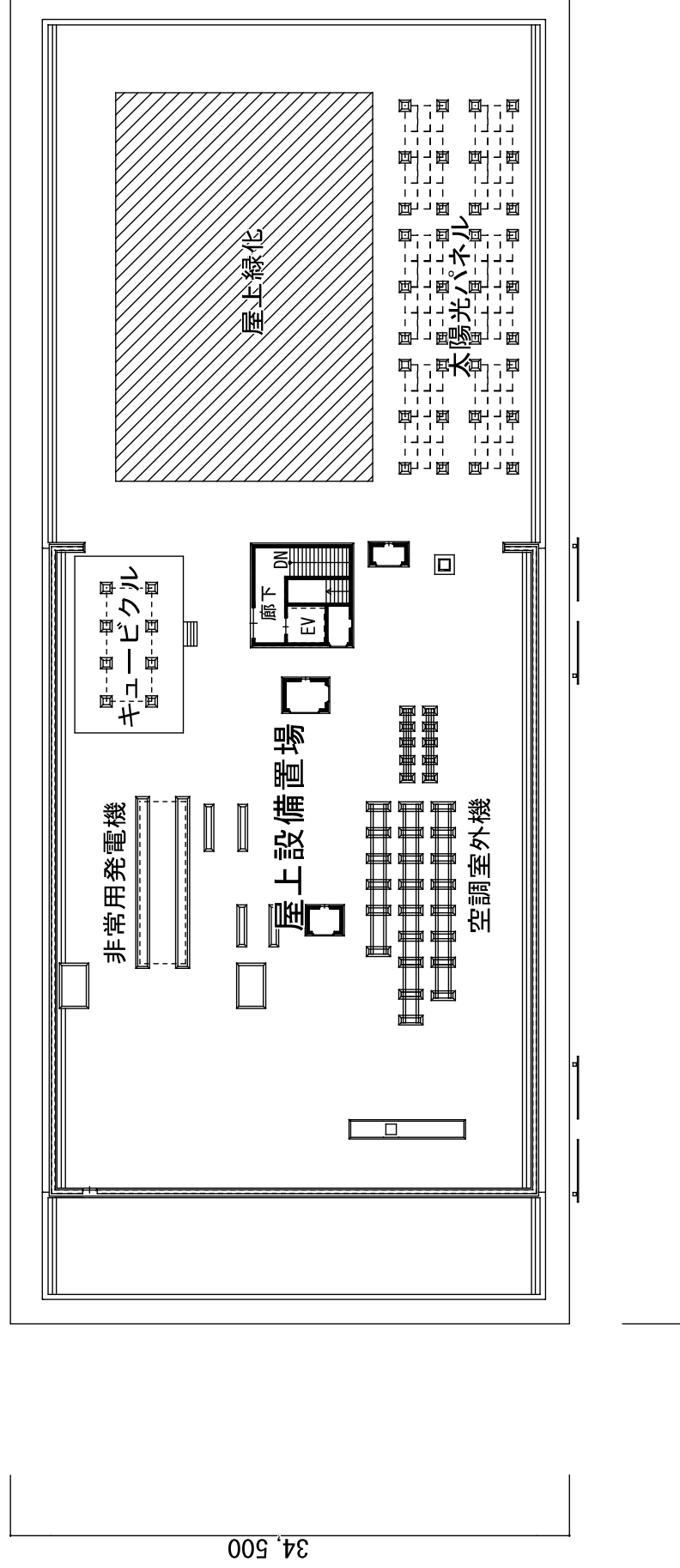


圖
恒
斗

G階



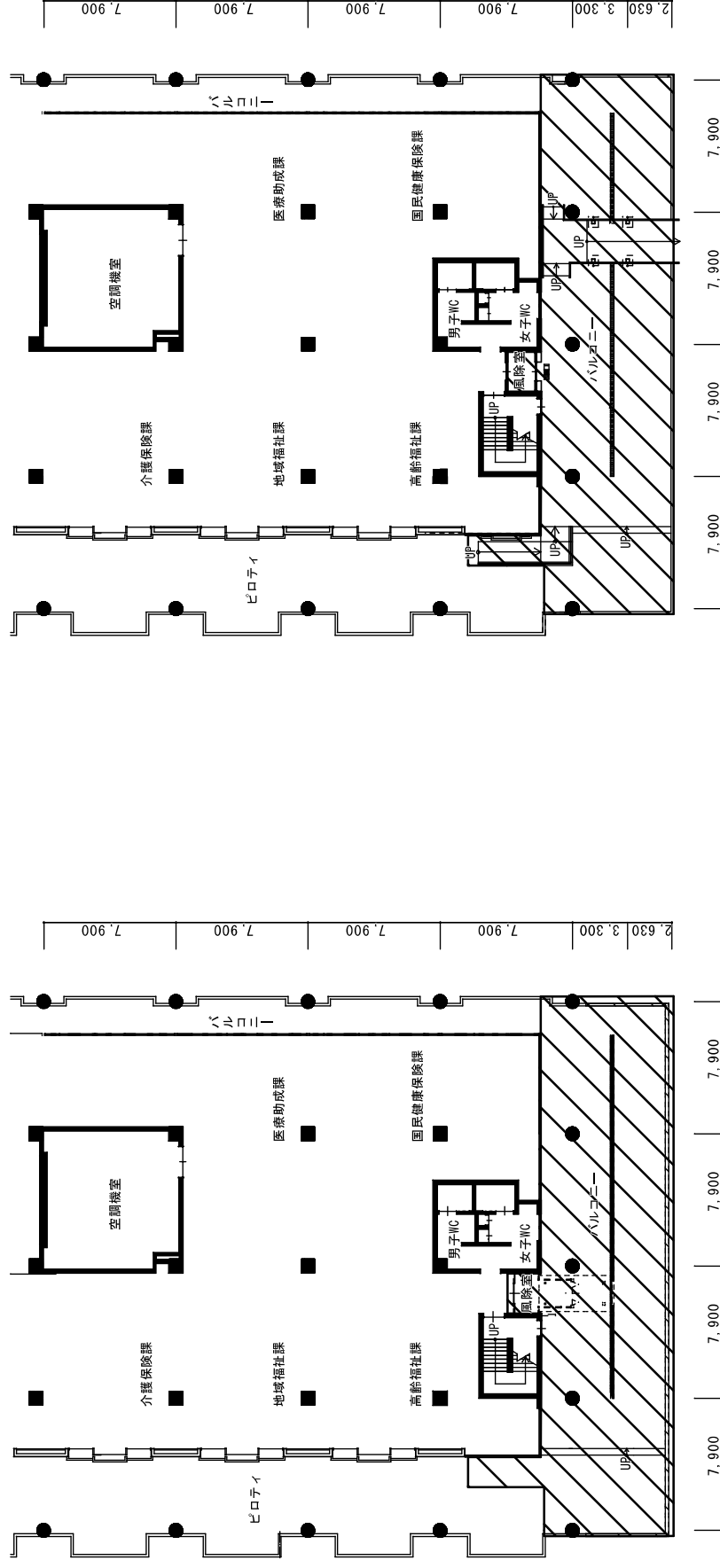
今回改修しようとする部分

(参考)

圖面平

現庁舎改修

1階



1階平面図 (改修後)	1/400
-------------	-------

1階平面図 (改修前)	1/400
-------------	-------

今回改修しようとする部分

議案第 96 号

工事請負契約（市立西公民館・西図書館空調設備外改修工事）の締結について

次のとおり工事請負契約を締結しようとするので、地方自治法第 96 条第 1 項の規定により、議会の議決を求める。

令和 3 年（2021 年）9 月 3 日提出

宝塚市長 山 崎 晴 恵

- | | | |
|---|--------|--|
| 1 | 契約の目的 | 市立西公民館・西図書館空調設備外改修工事 |
| 2 | 契約の方法 | 一般競争入札 |
| 3 | 契約の金額 | ¥214,500,000.- |
| 4 | 契約の相手方 | 神戸市兵庫区芦原通4丁目1番17号
富士古河E&C株式会社神戸営業所
所長 池 田 和 彦 |
| 5 | 工事場所 | 宝塚市小林2丁目地内 |
| 6 | 工事概要 | 空冷ヒートポンプ ビル用マルチエアコン設置
換気設備工事 一式
既設空調設備撤去工事 一式
受変電設備改修工事 一式
屋上防水改修工事 一式
上記工事に伴う建築・電気設備・機械設備工事 一式 |

議案第 9 6 号

工事請負契約(市立西公民館・西図書館空調設備外改修工事)の締結について

- 1 工 事 期 間 着工予定 議決があった日
完工予定 令和4年(2022年)6月30日
- 2 設 計 者 大阪市北区万歳町4番12号
株式会社 施設工学研究所
代表取締役 吉 住 則 明
- 3 予 定 価 格 ￥286,440,000.-
(入札書比較価格 ￥260,400,000.-)
- 4 最低制限価格 変動型最低制限価格 ￥212,483,425.-
(入札書比較価格 ￥193,166,750.-)

5 一般競争入札参加業者名及び開札結果

入札参加業者名	入札金額(円)	
富士古河 E & C ㈱	195,000,000	落札
テラマエ設備工業㈱	217,000,000	
㈱ 明 和 工 務 店	227,530,000	
㈱ 谷 井 水 道 工 業 所	238,000,000	
柳 生 設 備 ㈱	239,000,000	
大 成 温 調 ㈱	247,000,000	
美 樹 工 業 ㈱	261,000,000	失格
川 崎 設 備 工 業 ㈱	186,800,000	

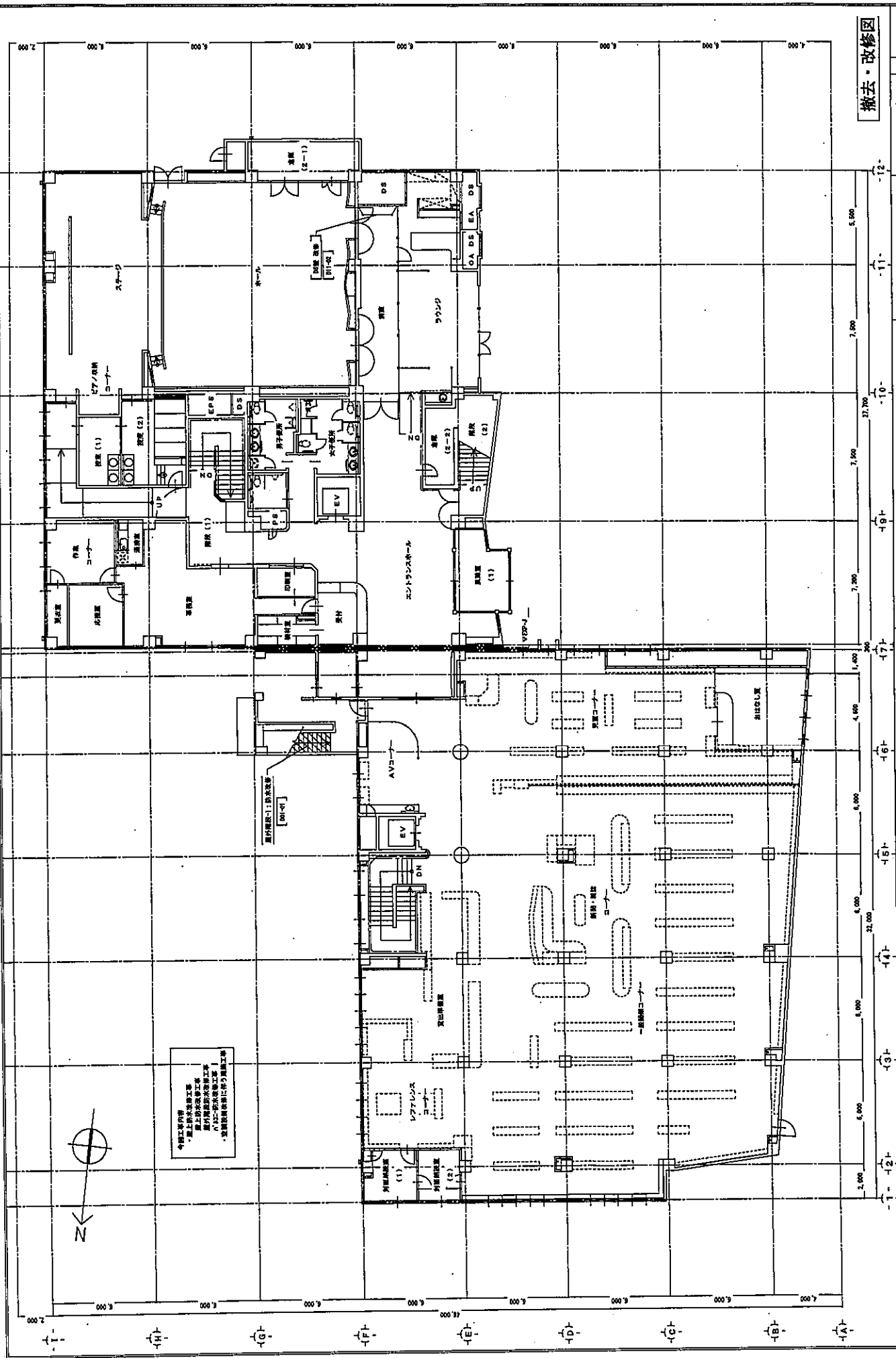
(入札価格には、消費税及び地方消費税相当分を含まない。)

- 6 契約金額のうちの消費税額及び地方消費税額 ￥19,500,000.-
- 7 そ の 他 平面図(別紙添付)

撤去・改修図

図	第 1 図
種	改修
尺	1/100
尺	1/200
尺	1/100
尺	1/200
尺	1/100
尺	1/200
尺	1/100
尺	1/200
尺	1/100
尺	1/200

尺	1/100
尺	1/200
尺	1/100
尺	1/200
尺	1/100
尺	1/200
尺	1/100
尺	1/200
尺	1/100
尺	1/200



図上は撤去・改修工事箇所を示す
改修箇所は、撤去・改修工事については、改修箇所による
撤去・改修箇所を示す

100-000

議案第 97 号

工事請負契約（土砂災害特別警戒区域（急傾斜地）対策工事（その 1））の
変更について

工事請負契約（土砂災害特別警戒区域（急傾斜地）対策工事（その 1）、令和 3 年 3
月 19 日議案 41 号で議決）の一部を次のとおり変更しようとするので、地方自治法第
96 条第 1 項の規定により、議会の議決を求める。

令和 3 年（2021 年）9 月 3 日提出

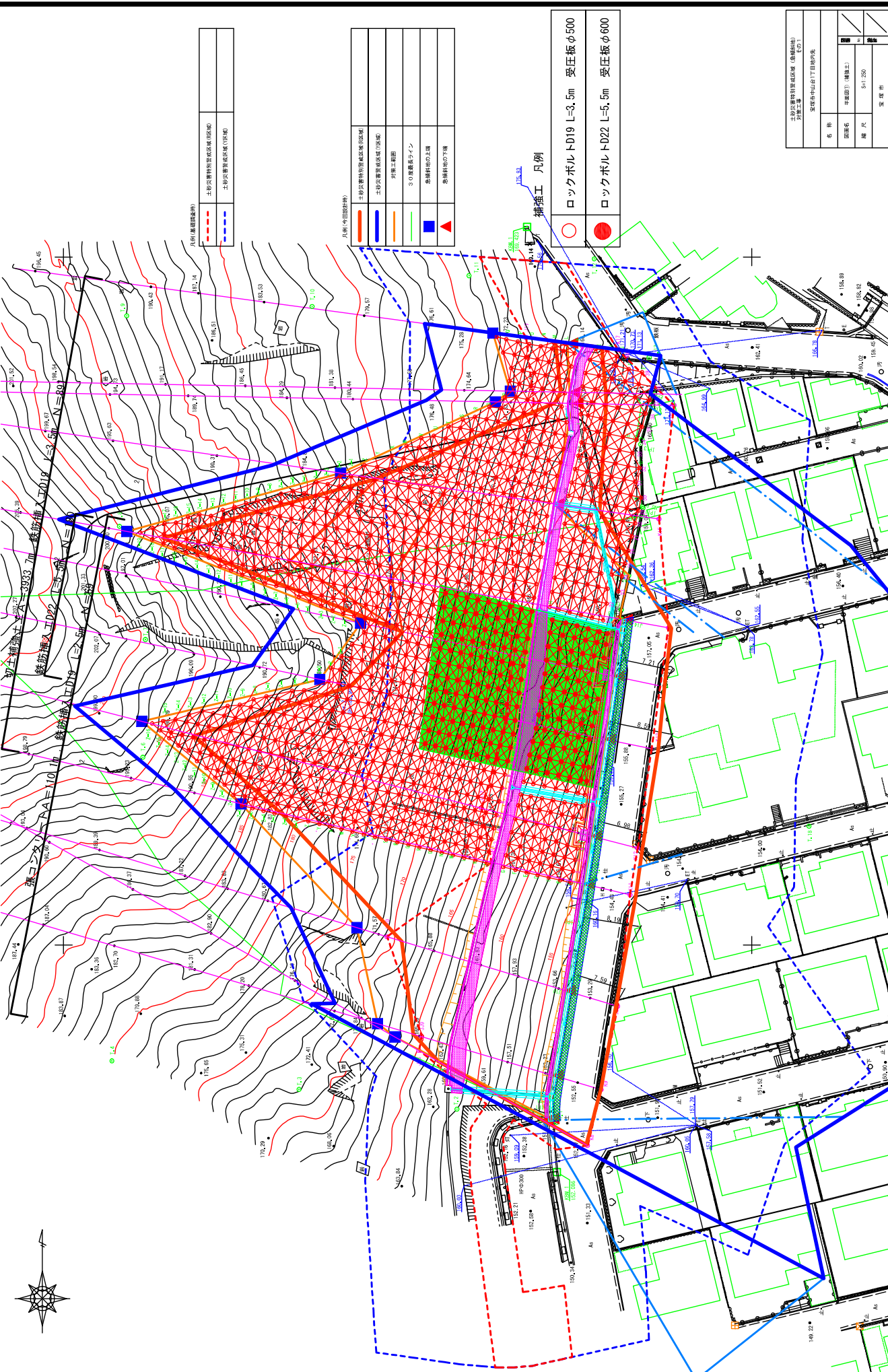
宝塚市長 山 崎 晴 恵

- 「1 契約の目的 土砂災害特別警戒区域（急傾斜地）対策工事（その 1）
2 契約の方法 一般競争入札
3 契約の金額 ￥216,260,000.-
4 契約の相手方 宝塚市栄町 2 丁目 1 番 2 号
宇都宮建設株式会社
代表取締役 宇都宮 秀市
5 工事場所 宝塚市中山台 1 丁目 地内
6 工事概要 補強土工 $A = 3,933 \text{ m}^2$
鉛直式崩壊土砂防護柵工 $L = 33 \text{ m}$ 」
中
「3 契約の金額 ￥216,260,000.-」
を
「3 契約の金額 ￥236,813,500.-」
に変更する。

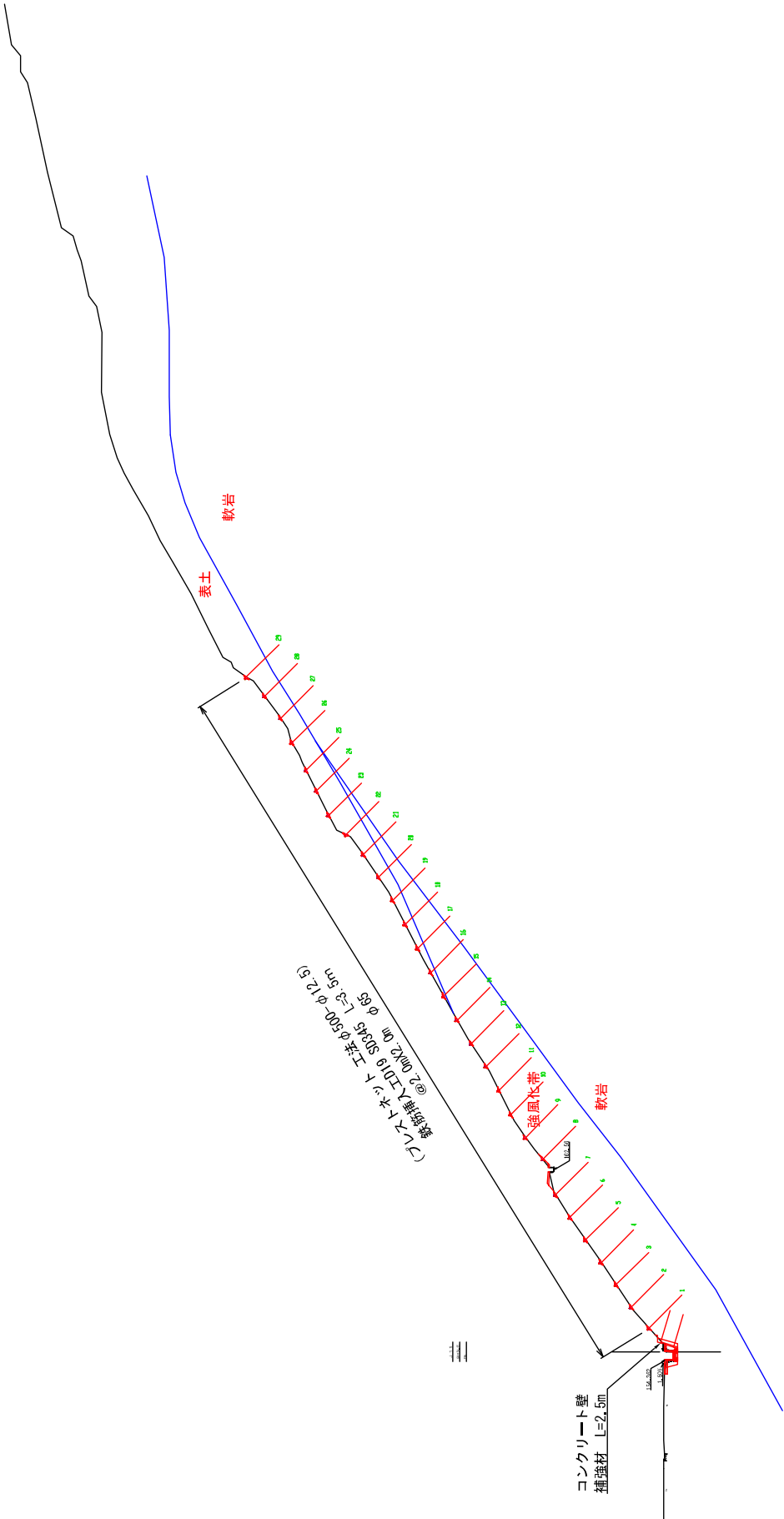
議案第97号

工事請負契約（土砂災害特別警戒区域（急傾斜地）対策工事（その1））の変更について

- | | | | |
|---|---------|--|--------------------|
| 1 | 工 事 期 間 | 着 工 | 令和 3年(2021年) 3月19日 |
| | | 完工予定 | 令和 4年(2022年) 3月31日 |
| 2 | 変 更 内 容 | (1) 近接家屋等の安全性確保のため、仮設防護柵設置・撤去工を増工する。
(2) 作業効率の向上等を図るため、樹木伐採工の範囲とモノレール設置距離を増工する。
(3) 現場斜面の起伏に合わせた補強土工のアンカーの割付を行った結果、アンカーの本数を増工する。 | |
| 3 | そ の 他 | 平面図①②及び横断図①②、仮設平面図(2)、伐採平面図、モノレール設置平面図並びに補強土計画展開図(別紙添付) | |

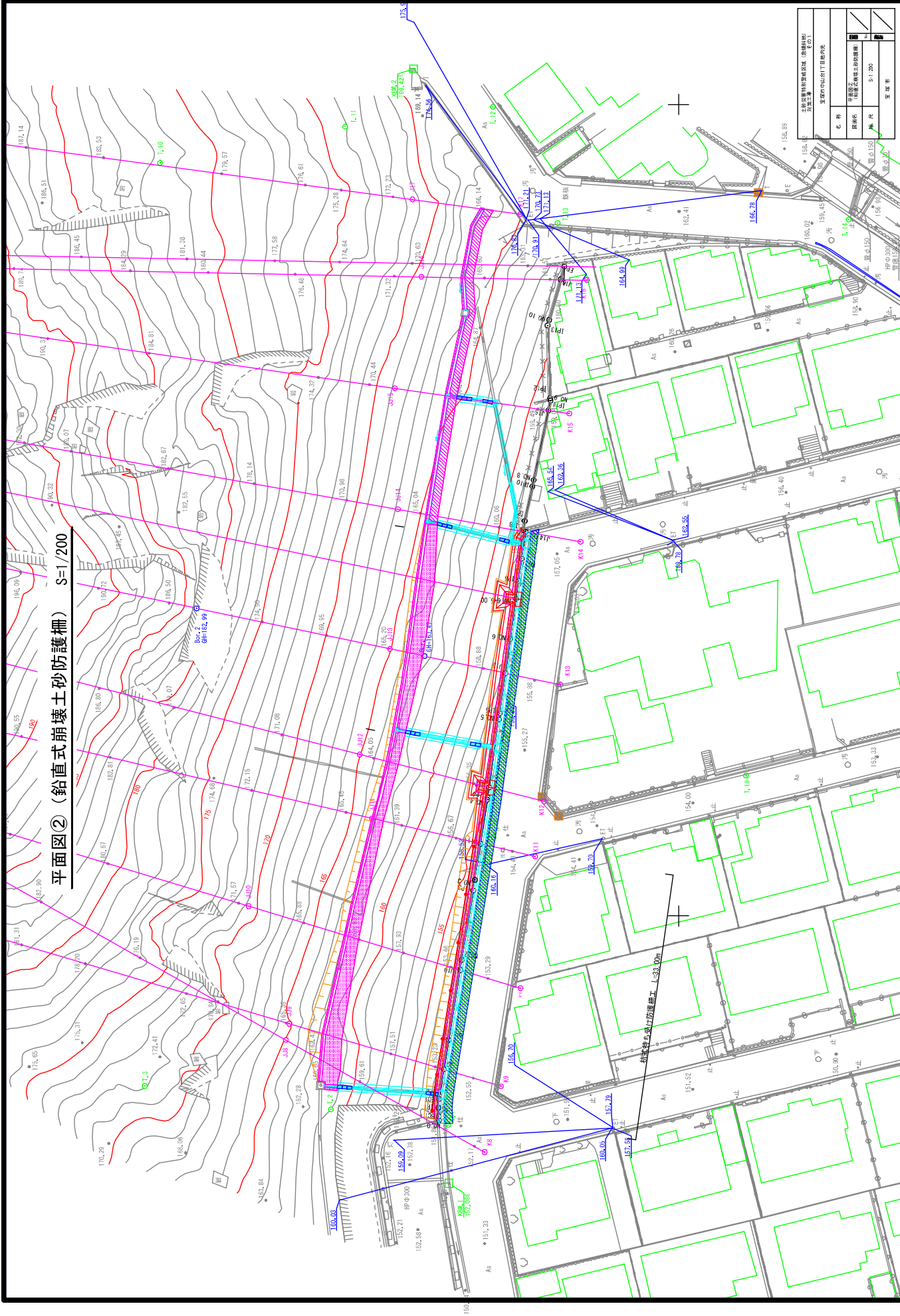


横断面① (補強土) S=1:300
(J11)

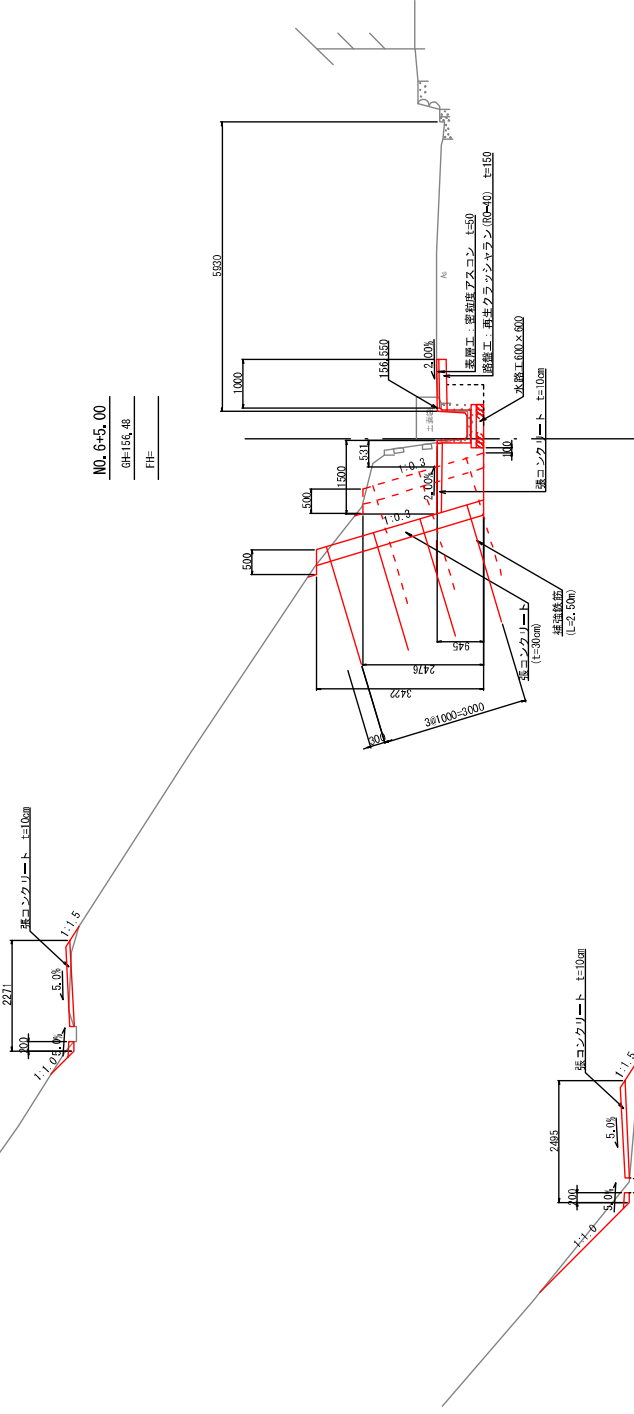


土質調査報告書 (地質調査) 2023.12.15	
土質調査報告書 (地質調査) 2023.12.15	
名称	土質調査報告書 (地質調査)
図面名	補強土 (地質調査)
縮尺	S=1:300
作成者	土質調査

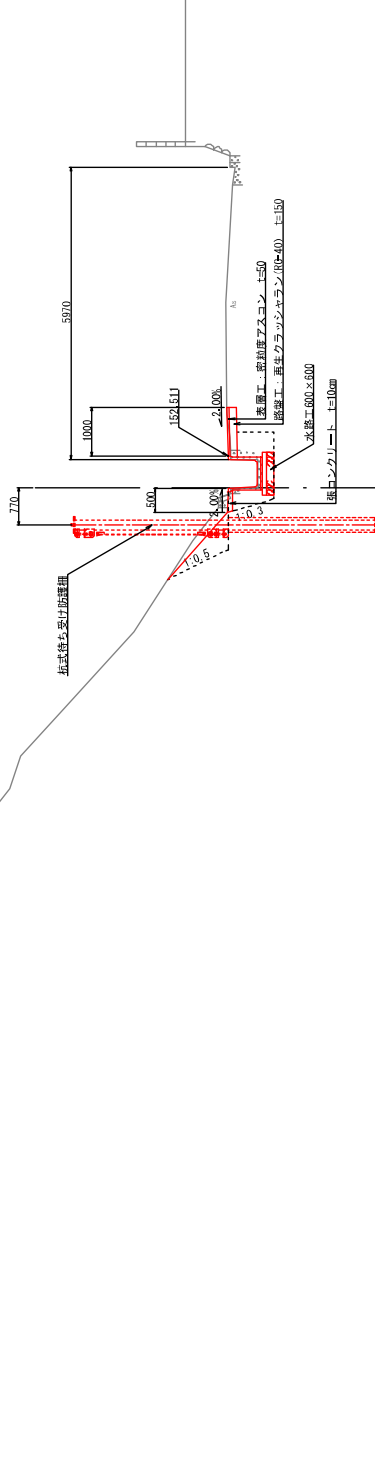
平面図②（鉛直式崩壊土砂防護柵） S=1/200



横断面图② (鉛直式崩壊土砂防護柵) $S=1:50$

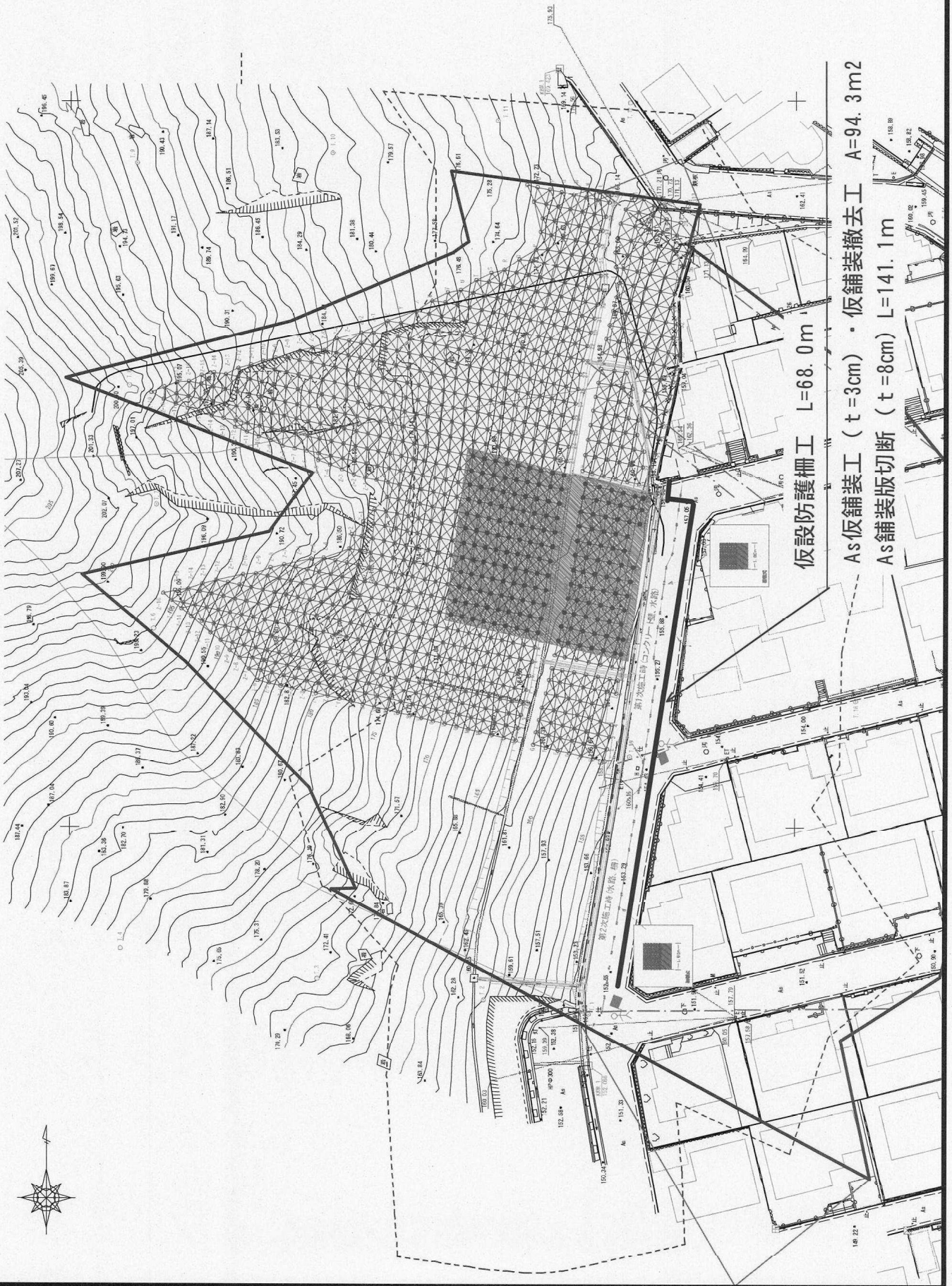


J 9
GH=152.46
FH=



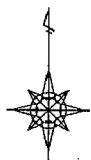
土の質等特別調査区域（急傾斜地） が壊工事	宝塚市中央台門内地区内	
	名 称	建設局之事務所（建設事務所） 建設局之事務所（建設事務所）
	区 画 名	建設局之事務所（建設事務所）
	縮 尺	1:50
	縮 尺	1:50
	縮 尺	1:50

仮設平面図(2) S=1/250



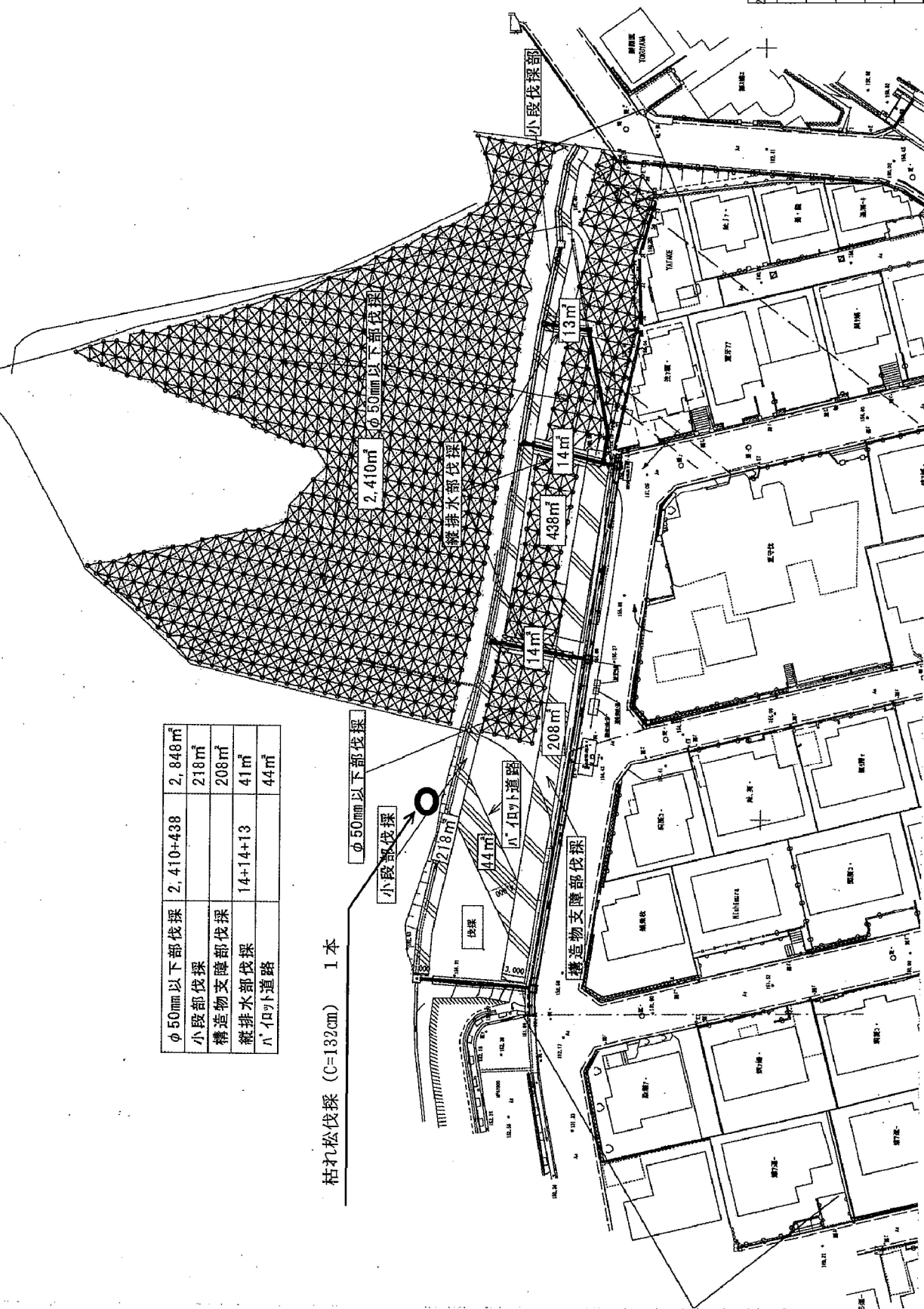
[印字用]		土地建物所有権登記簿(権利関係)
対象工事		その他
変更理由(変更内容)		変更理由(変更内容)
名称	変更内容	備考
図面番号	変更内容	
図面尺	S=1/250	
変更箇所		

伐採平面図 S=1:200



φ50mm以下部伐採	2,410+438	2,848㎡
小段部伐採		218㎡
構造物支障部伐採		208㎡
縦排水部伐採	14+14+13	41㎡
ハイト道路		44㎡

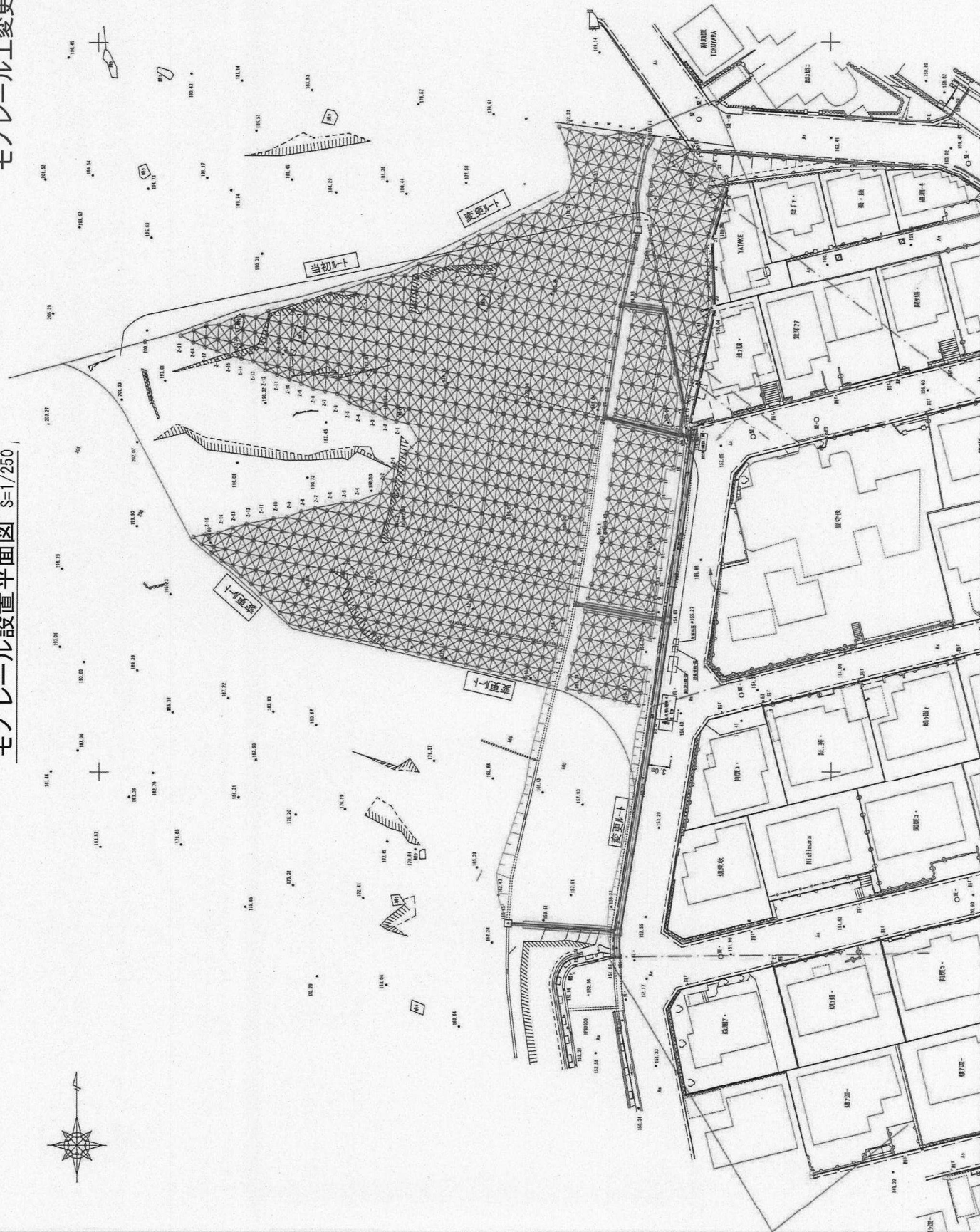
枯れ松伐採 (C=132cm) 1本



七尾市特別養護施設 (特別養護) 別荘工事 1:200	
名称	富山県中山台丁目録内表
図面名	平面図
縮尺	S=1:200
富山市	

モノレール設置平面図 S=1/250

モノレール工変更ルート L=206m

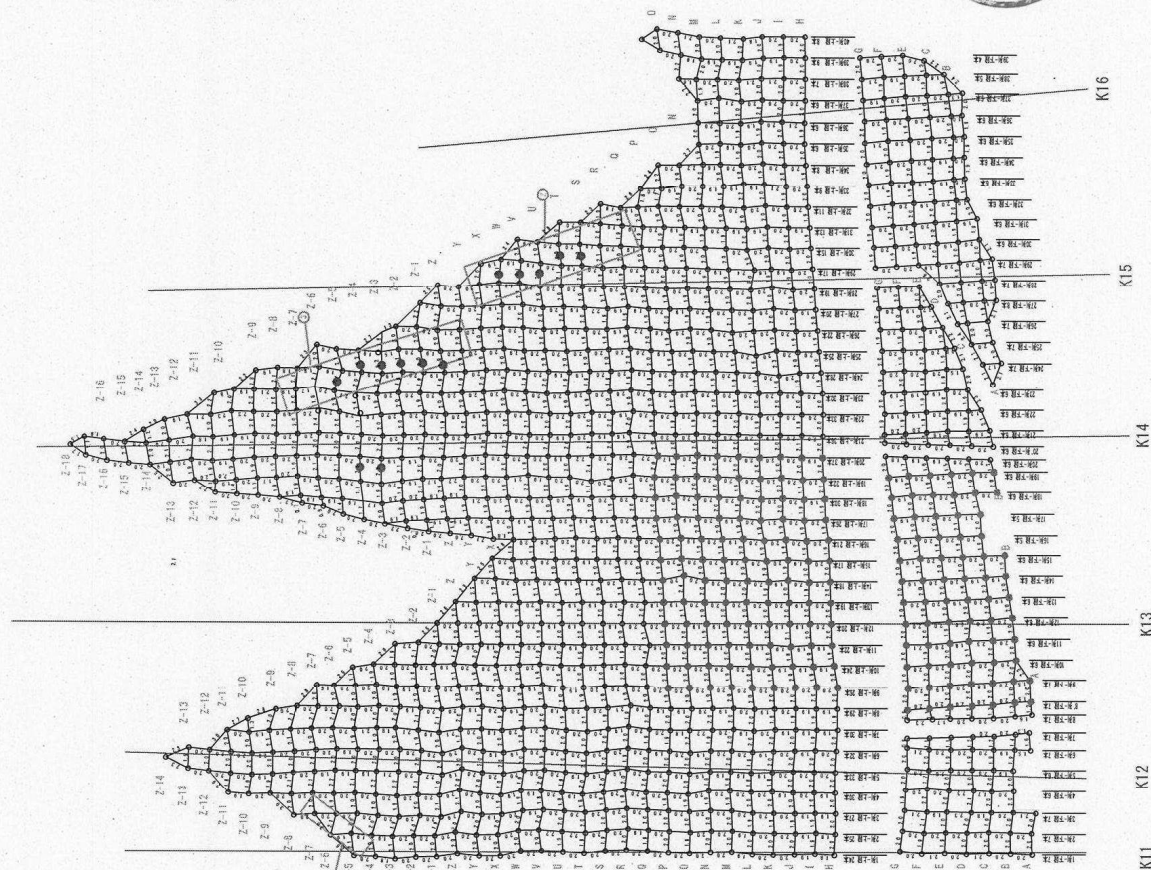
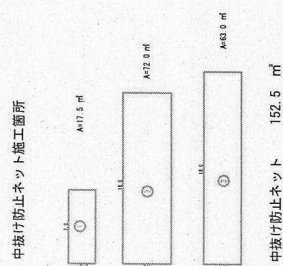


変更
第一回

[変更内容]	
土砂災害危険区域指定区域（危険区域）	
対策工事	
変更内容	
名称	モノレール設置平面図
図面番号	S-1/250
作成	変更 第 一 回

補強土計画展開図

S=1/500



プレストレスト 鉄筋補入 設置数量表

箇所	段数	箇所	段数	箇所	段数	箇所	段数
1列	上段	7	上段	13	上段	19	上段
2列	上段	8	上段	14	上段	20	上段
3列	上段	9	上段	15	上段	21	上段
4列	上段	10	上段	16	上段	22	上段
5列	上段	11	上段	17	上段	23	上段
6列	上段	12	上段	18	上段	24	上段
7列	上段	13	上段	19	上段	25	上段
8列	上段	14	上段	20	上段	26	上段
9列	上段	15	上段	21	上段	27	上段
10列	上段	16	上段	22	上段	28	上段
11列	上段	17	上段	23	上段	29	上段
12列	上段	18	上段	24	上段	30	上段
13列	上段	19	上段	25	上段	31	上段
14列	上段	20	上段	26	上段	32	上段
15列	上段	21	上段	27	上段	33	上段
16列	上段	22	上段	28	上段	34	上段
17列	上段	23	上段	29	上段	35	上段
18列	上段	24	上段	30	上段	36	上段
19列	上段	25	上段	31	上段	37	上段
20列	上段	26	上段	32	上段	38	上段
21列	上段	27	上段	33	上段	39	上段
22列	上段	28	上段	34	上段	40	上段
23列	上段	29	上段	35	上段	41	上段
24列	上段	30	上段	36	上段	42	上段
25列	上段	31	上段	37	上段	43	上段
26列	上段	32	上段	38	上段	44	上段
27列	上段	33	上段	39	上段	45	上段
28列	上段	34	上段	40	上段	46	上段
29列	上段	35	上段	41	上段	47	上段
30列	上段	36	上段	42	上段	48	上段
31列	上段	37	上段	43	上段	49	上段
32列	上段	38	上段	44	上段	50	上段
33列	上段	39	上段	45	上段	51	上段
34列	上段	40	上段	46	上段	52	上段
35列	上段	41	上段	47	上段	53	上段
36列	上段	42	上段	48	上段	54	上段
37列	上段	43	上段	49	上段	55	上段
38列	上段	44	上段	50	上段	56	上段
39列	上段	45	上段	51	上段	57	上段
40列	上段	46	上段	52	上段	58	上段
41列	上段	47	上段	53	上段	59	上段
42列	上段	48	上段	54	上段	60	上段
43列	上段	49	上段	55	上段	61	上段
44列	上段	50	上段	56	上段	62	上段
45列	上段	51	上段	57	上段	63	上段
46列	上段	52	上段	58	上段	64	上段
47列	上段	53	上段	59	上段	65	上段
48列	上段	54	上段	60	上段	66	上段
49列	上段	55	上段	61	上段	67	上段
50列	上段	56	上段	62	上段	68	上段
51列	上段	57	上段	63	上段	69	上段
52列	上段	58	上段	64	上段	70	上段
53列	上段	59	上段	65	上段	71	上段
54列	上段	60	上段	66	上段	72	上段
55列	上段	61	上段	67	上段	73	上段
56列	上段	62	上段	68	上段	74	上段
57列	上段	63	上段	69	上段	75	上段
58列	上段	64	上段	70	上段	76	上段
59列	上段	65	上段	71	上段	77	上段
60列	上段	66	上段	72	上段	78	上段
61列	上段	67	上段	73	上段	79	上段
62列	上段	68	上段	74	上段	80	上段
63列	上段	69	上段	75	上段	81	上段
64列	上段	70	上段	76	上段	82	上段
65列	上段	71	上段	77	上段	83	上段
66列	上段	72	上段	78	上段	84	上段
67列	上段	73	上段	79	上段	85	上段
68列	上段	74	上段	80	上段	86	上段
69列	上段	75	上段	81	上段	87	上段
70列	上段	76	上段	82	上段	88	上段
71列	上段	77	上段	83	上段	89	上段
72列	上段	78	上段	84	上段	90	上段
73列	上段	79	上段	85	上段	91	上段
74列	上段	80	上段	86	上段	92	上段
75列	上段	81	上段	87	上段	93	上段
76列	上段	82	上段	88	上段	94	上段
77列	上段	83	上段	89	上段	95	上段
78列	上段	84	上段	90	上段	96	上段
79列	上段	85	上段	91	上段	97	上段
80列	上段	86	上段	92	上段	98	上段
81列	上段	87	上段	93	上段	99	上段
82列	上段	88	上段	94	上段	100	上段
83列	上段	89	上段	95	上段	101	上段
84列	上段	90	上段	96	上段	102	上段
85列	上段	91	上段	97	上段	103	上段
86列	上段	92	上段	98	上段	104	上段
87列	上段	93	上段	99	上段	105	上段
88列	上段	94	上段	100	上段	106	上段
89列	上段	95	上段	101	上段	107	上段
90列	上段	96	上段	102	上段	108	上段
91列	上段	97	上段	103	上段	109	上段
92列	上段	98	上段	104	上段	110	上段
93列	上段	99	上段	105	上段	111	上段
94列	上段	100	上段	106	上段	112	上段
95列	上段	101	上段	107	上段	113	上段
96列	上段	102	上段	108	上段	114	上段
97列	上段	103	上段	109	上段	115	上段
98列	上段	104	上段	110	上段	116	上段
99列	上段	105	上段	111	上段	117	上段
100列	上段	106	上段	112	上段	118	上段
101列	上段	107	上段	113	上段	119	上段
102列	上段	108	上段	114	上段	120	上段
103列	上段	109	上段	115	上段	121	上段
104列	上段	110	上段	116	上段	122	上段
105列	上段	111	上段	117	上段	123	上段
106列	上段	112	上段	118	上段	124	上段
107列	上段	113	上段	119	上段	125	上段
108列	上段	114	上段	120	上段	126	上段
109列	上段	115	上段	121	上段	127	上段
110列	上段	116	上段	122	上段	128	上段
111列	上段	117	上段	123	上段	129	上段
112列	上段	118	上段	124	上段	130	上段
113列	上段	119	上段	125	上段	131	上段
114列	上段	120	上段	126	上段	132	上段
115列	上段	121	上段	127	上段	133	上段
116列	上段	122	上段	128	上段	134	上段
117列	上段	123	上段	129	上段	135	上段
118列	上段	124	上段	130	上段	136	上段
119列	上段	125	上段	131	上段	137	上段
120列	上段	126	上段	132	上段	138	上段
121列	上段	127	上段	133	上段	139	上段
122列	上段	128	上段	134	上段	140	上段
123列	上段	129	上段	135	上段	141	上段
124列	上段	130	上段	136	上段	142	上段
125列	上段	131	上段	137	上段	143	上段
126列	上段	132	上段	138	上段	144	上段
127列	上段	133	上段	139	上段	145	上段
128列	上段	134	上段	140	上段	146	上段
129列	上段	135	上段	141	上段	147	上段
130列	上段	136	上段	142	上段	148	上段
131列	上段	137	上段	143	上段	149	上段
132列	上段	138	上段	144	上段	150	上段
133列	上段	139	上段	145	上段	151	上段
134列	上段	140	上段	146	上段	152	上段
135列	上段	141	上段	147	上段	153	上段
136列	上段	142	上段	148	上段	154	上段
137列	上段	143	上段	149	上段	155	上段
138列	上段	144	上段	150	上段	156	上段
139列	上段	145	上段	151	上段	157	上段
140列	上段	146	上段	152	上段	158	上段
141列	上段	147	上段	153	上段	159	上段
142列	上段	148	上段	154	上段	160	上段
143列	上段	149	上段	155	上段	161	上段
144列	上段	150	上段	156	上段	162	上段
145列	上段	151	上段	157	上段	163	上段
146列	上段	152	上段	158	上段	164	上段
147列	上段	153	上段	159	上段	165	上段
148列	上段	154	上段	160	上段	166	上段
149列	上段	155	上段	161	上段	167	上段
150列	上段	156	上段	162	上段	168	上段
151列	上段	157	上段	163	上段	169	上段
152列	上段	158	上段	164	上段	170	上段
153列	上段	159	上段	165	上段	171	上段
154列	上段	160	上段	166	上段	172	上段
155列	上段	161	上段	167	上段	173	上段
156列	上段	162	上段	168	上段	174	上段
157列	上段	163	上段	169	上段	175	上段
158列	上段	164	上段	170	上段	176	上段
159列	上段	165	上段	171	上段	177	上段
160列	上段	166	上段	172	上段	178	上段
161列	上段	167	上段	173	上段	179	上段
162列	上段	168	上段	174	上段	180	上段
163列	上段	169	上段	175	上段	181	上段
164列	上段	170	上段	176	上段	182	上段
165列	上段	171	上段	177	上段	183	上段
166列	上段	172	上段	178	上段	184	上段
167列	上段	173	上段	179	上段	185	上段
168列	上段	174	上段	180	上段	186	上段
169列	上段	175	上段	181	上段	187	上段
170列	上段	176	上段	182	上段	188	上段
171列	上段	177	上段	183	上段	189	上段
172列	上段	178	上段	184	上段	190	上段
173列	上段	179	上段	185	上段	191	上段
174列	上段	180	上段	186	上段	192	上段
175列	上段	181	上段	187	上段	193	上段
176列	上段	182	上段	188	上段	194	上段
177列	上段	183	上段	189	上段	195	上段
178列	上段	184	上段	190	上段	196	上段
179列	上段	185	上段	191	上段	197	上段
180列	上段	186	上段	192	上段	198	上段
181列	上段	187	上段	193	上段	199	上段
182列	上段	188	上段	194	上段	200	上段
183列	上段	189	上段	195	上段	201	上段
184列	上段	190	上段	196	上段	202	上段
185列	上段	191	上段	197	上段	203	上段
186列	上段	192	上段	198	上段	204	上段
187列	上段	193	上段	199	上段	205	上段
188列	上段	194	上段	200	上段	206	上段
189列	上段	195	上段	201	上段	207	上段
190列	上段	196	上段	202	上段	208	上段
191列	上段	197	上段	203	上段	209	上段
192列	上段	198	上段	204	上段	210	上段
193列	上段	199	上段	205	上段	211	上段
194列	上段	200	上段	206	上段	212	上段
195列	上段	201	上段	207	上段	213	上段
196列	上段	202					

議案第98号

公の施設（宝塚市立男女共同参画センター）の指定管理者の指定について

次のとおり公の施設の指定管理者を指定しようとするので、地方自治法第244条の2第6項の規定により、議会の議決を求める。

令和3年（2021年）9月3日提出

宝塚市長 山 崎 晴 恵

- | | | |
|---|------------|---|
| 1 | 公の施設の名称 | 宝塚市立男女共同参画センター |
| 2 | 指定管理者となる団体 | 宝塚市中野町4番11号
特定非営利活動法人女性と子どものエンパワメント関西
理事長 田 上 時 子 |
| 3 | 指定の期間 | 令和4年（2022年）4月1日から
令和9年（2027年）3月31日まで |

議案第99号

公の施設（宝塚市立共同利用施設売布会館）の指定管理者の指定について

次のとおり公の施設の指定管理者を指定しようとするので、地方自治法第244条の2第6項の規定により、議会の議決を求める。

令和3年（2021年）9月3日提出

宝塚市長 山 崎 晴 恵

- | | | |
|---|------------|---|
| 1 | 公の施設の名称 | 宝塚市立共同利用施設売布会館 |
| 2 | 指定管理者となる団体 | 宝塚市売布4丁目4番37号
売布小学校区まちづくり協議会
会長 笹 田 光 治 |
| 3 | 指定の期間 | 令和4年（2022年）4月1日から
令和8年（2026年）3月31日まで |

議案第100号

公の施設（宝塚市立武田尾駅前駐車場及び宝塚市立宝塚駅前駐車場並びに宝塚市立自転車等駐車場）の指定管理者の指定について
次のとおり公の施設の指定管理者を指定しようとするので、地方自治法第244条の2第6項の規定により、議会の議決を求める。

令和3年（2021年）9月3日提出

宝塚市長 山 崎 晴 恵

- 1 公の施設の名称 宝塚市立武田尾駅前駐車場及び宝塚市立宝塚駅前駐車場並びに宝塚市立自転車等駐車場
- 2 指定管理者となる団体 大阪市阿倍野区阿倍野筋2丁目1番37号
ミディ総合管理・宝塚市シルバー人材センター共同事業体
代表者 ミディ総合管理株式会社
代表取締役社長 石 原 浩一郎
- 3 指定の期間 令和4年（2022年）4月1日から
令和9年（2027年）3月31日まで

議案第 98 号から第 100 号まで

公の施設の指定管理者の指定について

地方自治法(抜粋)

(公の施設の設置、管理及び廃止)

第244条の2第1項～第5項 (略)

6 普通地方公共団体は、指定管理者の指定をしようとするときは、あらかじめ、当該普通地方公共団体の議会の議決を経なければならない。

7～11 (略)

議案第 1 0 1 号

市道路線の認定及び認定変更について

次のとおり市道路線を認定及び認定変更しようとするので、道路法第 8 条第 2 項及び第 1 0 条第 3 項の規定により、議会の議決を求める。

令和 3 年（2 0 2 1 年）9 月 3 日提出

宝塚市長 山 崎 晴 恵

1 認定しようとする路線

整理 番号	路 線 名	認 定 区 間		重要な 経過地	備 考	
					路 線 延 長	路 線 幅 員
4546	4546号線	起 点	玉瀬字道別20番		m 359. 10	m 最大 7. 80
		終 点	玉瀬字桃堂44番			最小 4. 40
4547	4547号線	起 点	玉瀬字辻ヶ平井34番		m 564. 40	m 最大 9. 50
		終 点	玉瀬字持田40番			最小 4. 20
4548	4548号線	起 点	玉瀬字川端43番1		m 206. 30	m 最大 9. 10
		終 点	玉瀬字川端45番2			最小 4. 60
4549	4549号線	起 点	玉瀬字前田69番		m 105. 40	m 最大 9. 50
		終 点	玉瀬字前田22番			最小 3. 00
4550	4550号線	起 点	玉瀬字四十八45番		m 420. 70	m 最大 6. 00
		終 点	玉瀬字助右エ門西36番2			最小 4. 20
4551	4551号線	起 点	玉瀬字乾垣内47番2		m 142. 90	m 最大 10. 00
		終 点	玉瀬字乾垣内48番2			最小 3. 50

2 認定変更しようとする路線

整理 番号	路 線 名	認 定 区 間			重要な 経過地	備 考	
						路 線 延 長	路 線 幅 員
2088	2088号線	変更前	起点	玉瀬字飛カス上1番		m 339.00	m 最大 0.60 最小 0.60
			終点	玉瀬字飛カス道下10番3			
		変更後	起点	玉瀬字飛カス上1番		m 374.00	m 最大 5.80 最小 0.60
			終点	玉瀬字飛カス道下43番			
2120	2120号線	変更前	起点	玉瀬字持田23番1		m 444.30	m 最大 6.60 最小 0.90
			終点	玉瀬字口中山7番1			
		変更後	起点	玉瀬字持田56番1		m 422.90	m 最大 8.70 最小 0.90
			終点	玉瀬字奥中山53番			

議案第101号から第104号まで

市道路線の認定及び認定変更について
道路法(抜粋)

(市町村道の意義及びその路線の認定)

第8条 第3条第4号の市町村道とは、市町村の区域内に存する道路で、市町村長がその路線を認定したものをいう。

2 市町村長が前項の規定により路線を認定しようとする場合には、あらかじめ当該市町村の議会の議決を経なければならない。

3～5 (略)

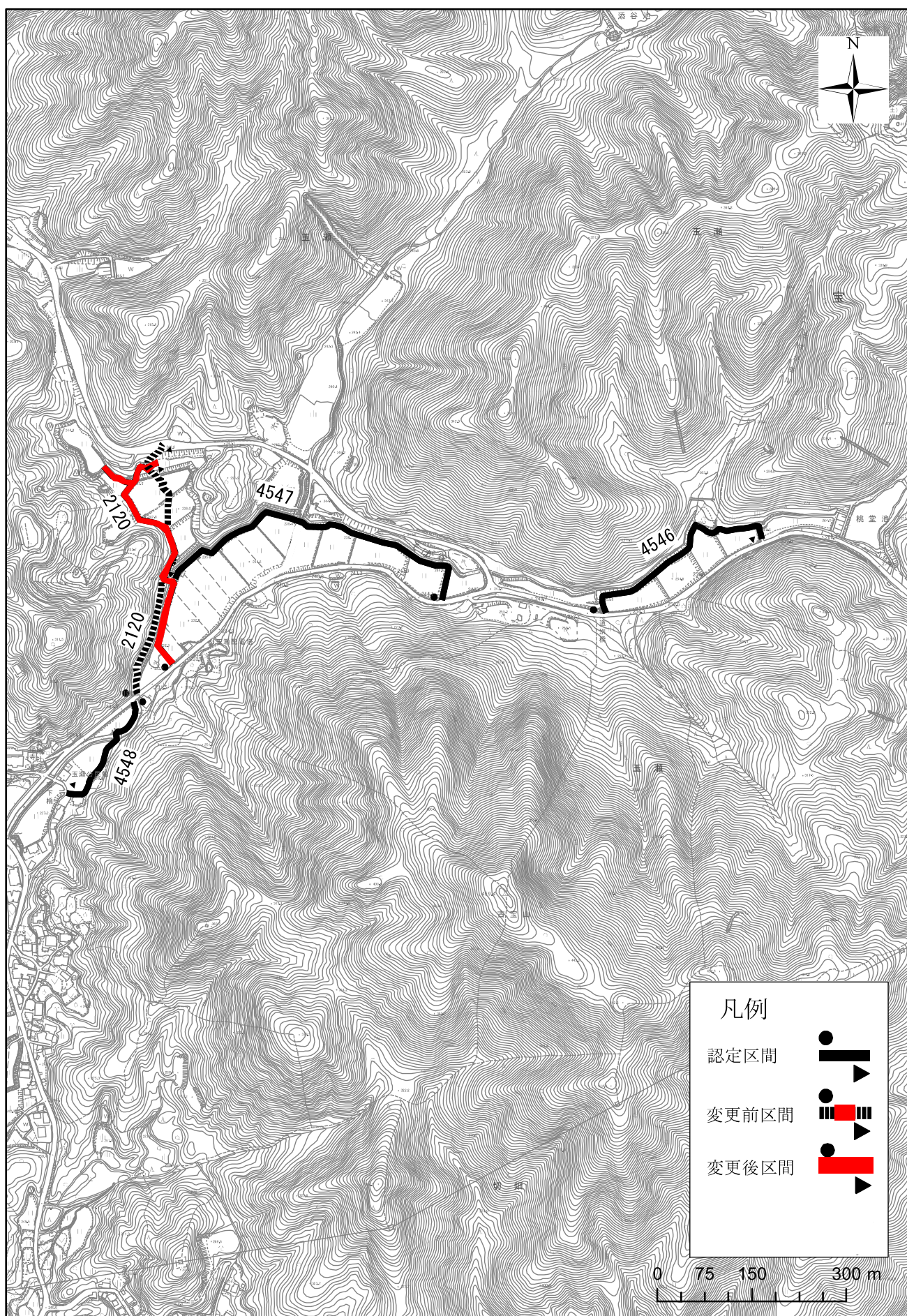
(路線の廃止又は変更)

第10条 都道府県知事又は市町村長は、都道府県道又は市町村道について、一般交通の用に供する必要がなくなつたと認める場合においては、当該路線の全部又は一部を廃止することができる。路線が重複する場合においても、同様とする。

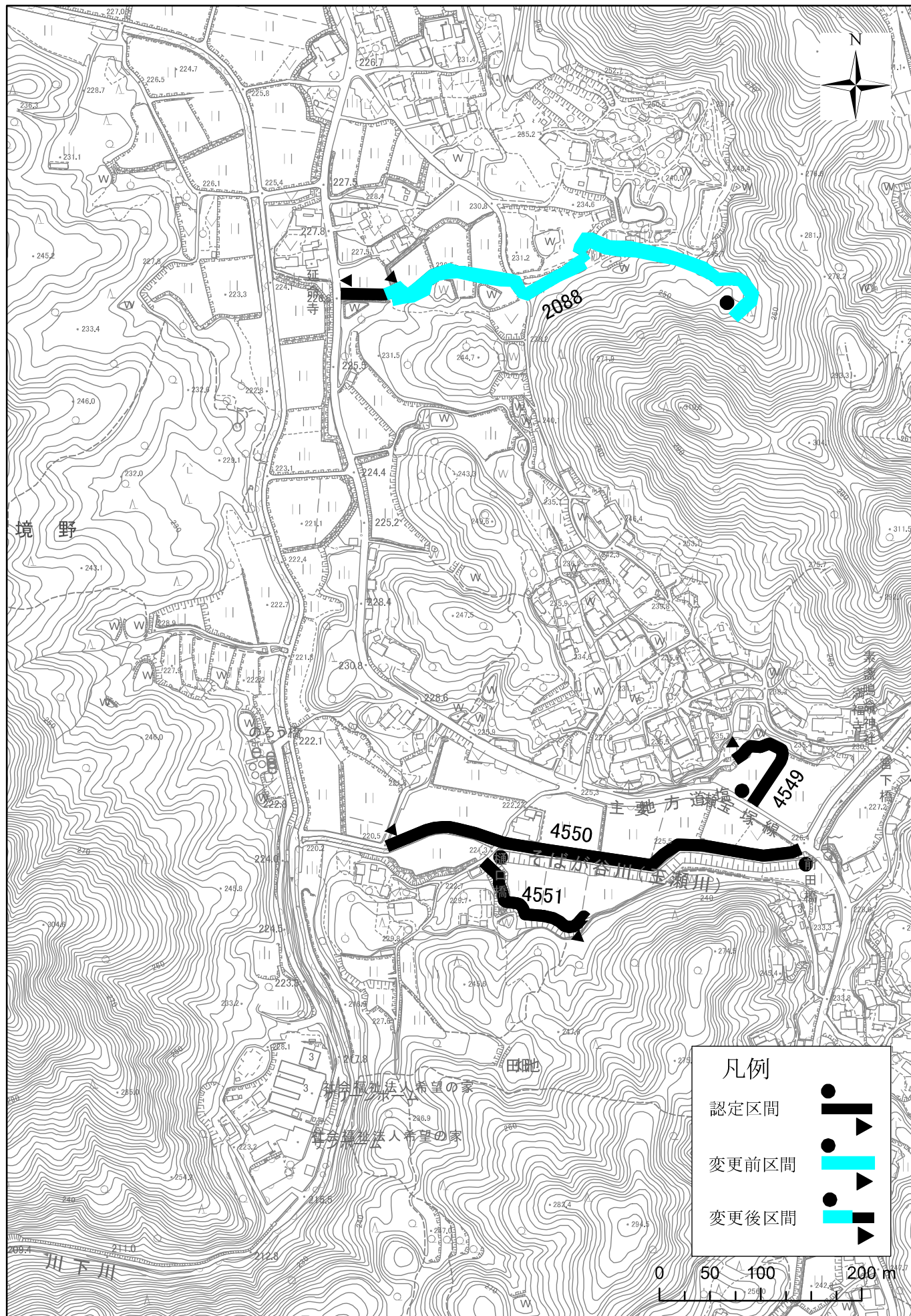
2 都道府県知事又は市町村長は、路線の全部又は一部を廃止し、これに代わるべき路線を認定しようとする場合においては、これらの手続に代えて、路線を変更することができる。

3 第7条第2項から第8項まで及び前条の規定は前2項の規定による都道府県道の路線の廃止又は変更について、第8条第2項から第5項まで及び前条の規定は前2項の規定による市町村道の路線の廃止又は変更について、それぞれ準用する。

議案第101号
市道路線の認定及び認定変更について
認定路線図 その1



認定路線図 その2



議案第 102 号

市道路線の認定について

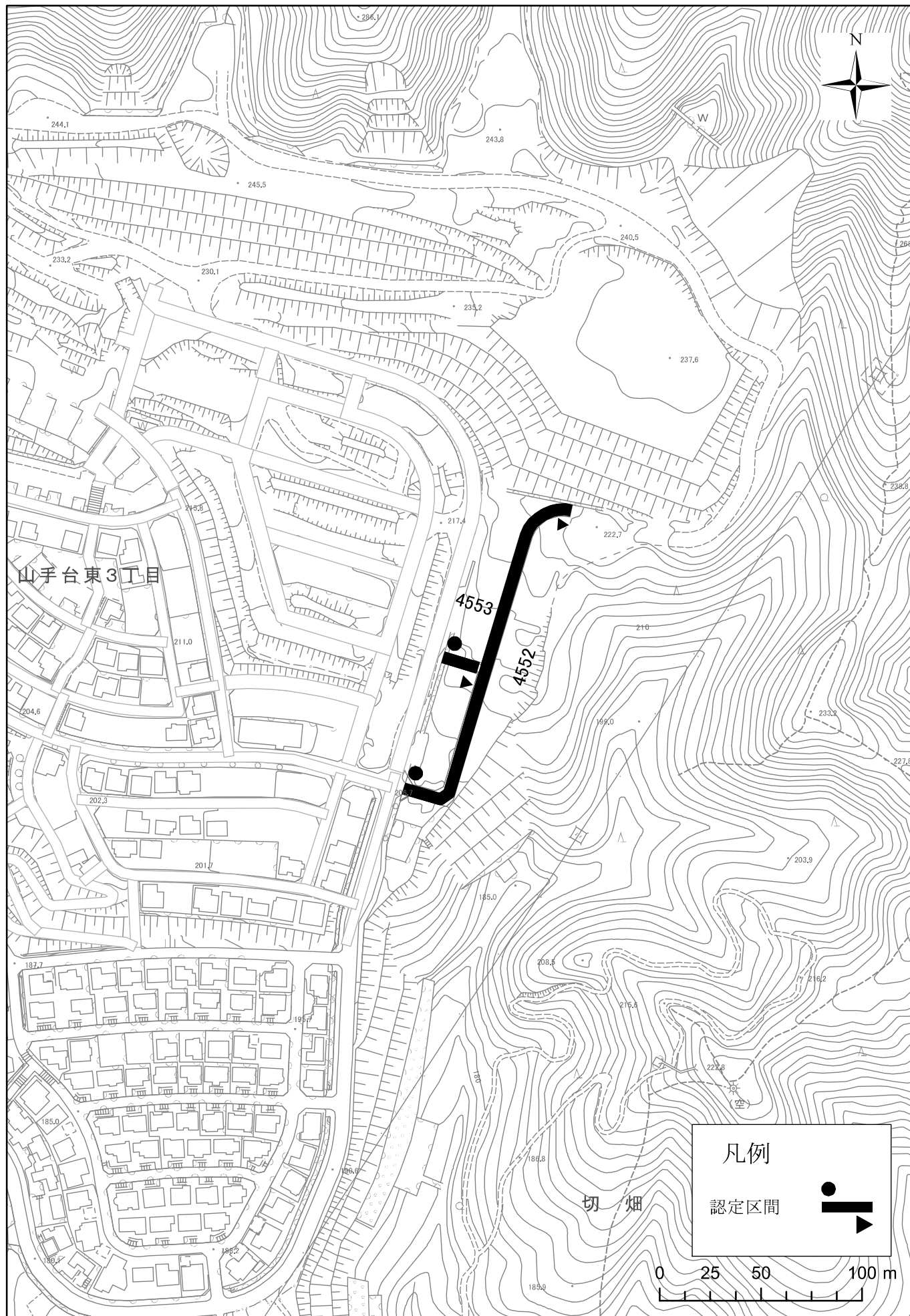
次のとおり市道路線を認定しようとするので、道路法第8条第2項の規定により、議会の議決を求める。

令和3年（2021年）9月3日提出

宝塚市長 山 崎 晴 恵

整理 番号	路 線 名	認 定 区 間		重要な 経過地	備 考		
					路 線 延 長	路 線 幅 員	
4552	4552号線	起 点	山手台東3丁目29番1		m 183.10	m 最大 6.00	
		終 点	山手台東3丁目7番94			最小 6.00	
4553	4553号線	起 点	山手台東3丁目7番 1372		m 19.30	m 最大 4.00	歩行者 専用道路
		終 点	山手台東3丁目29番5			最小 4.00	

議案第102号
市道路線の認定について
認定路線図



議案第103号

市道路線の認定について

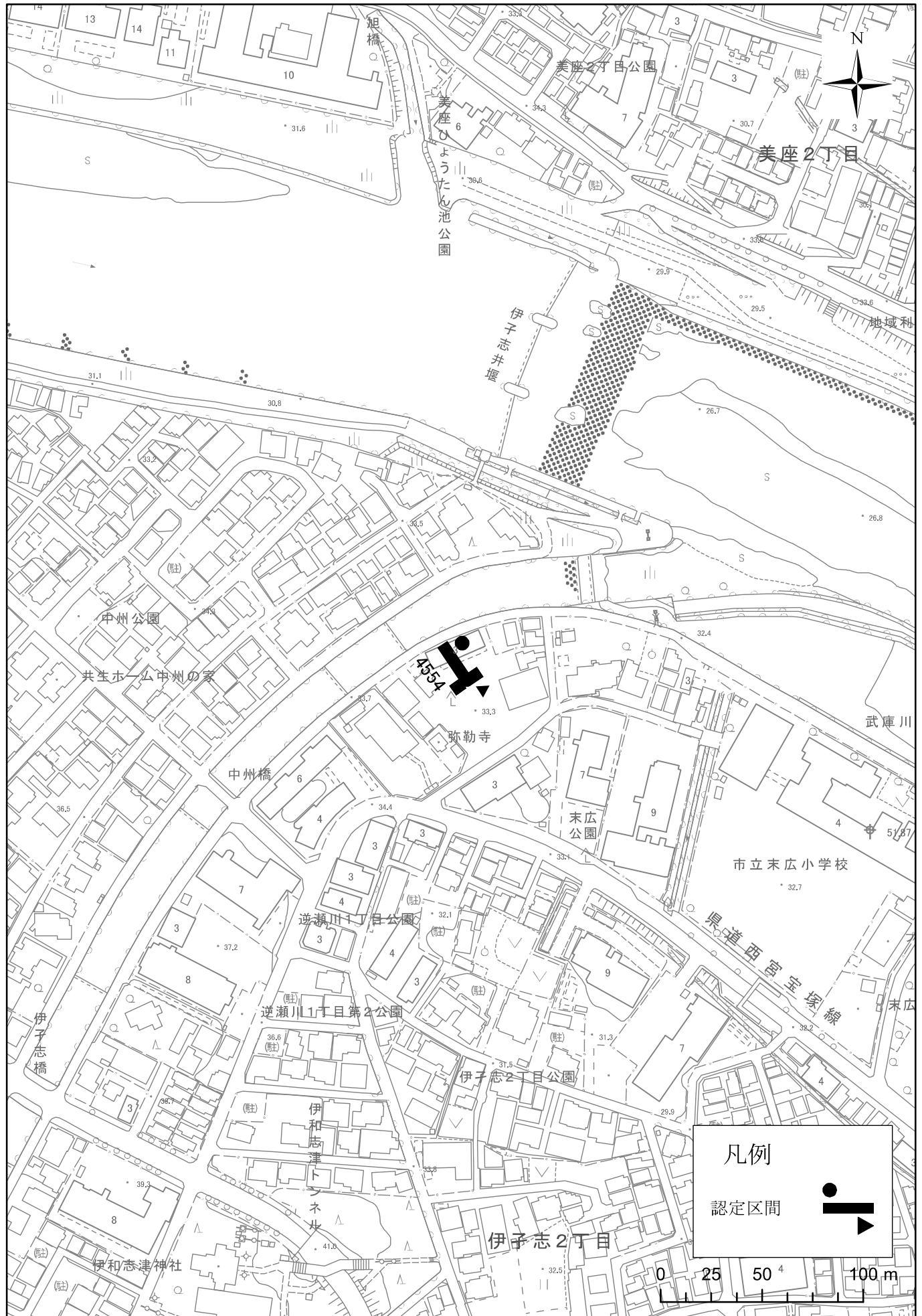
次のとおり市道路線を認定しようとするので、道路法第8条第2項の規定により、議会の議決を求める。

令和3年（2021年）9月3日提出

宝塚市長 山 崎 晴 恵

整理 番号	路 線 名	認 定 区 間		重要な 経過地	備 考	
					路 線 延 長	路 線 幅 員
4554	4554号線	起 点	末広町15番24		m 36.12	m 最大 4.50
		終 点	末広町15番21			最小 4.30

議案第103号
市道路線の認定について
認定路線図



議案第 1 0 4 号

市道路線の認定変更について

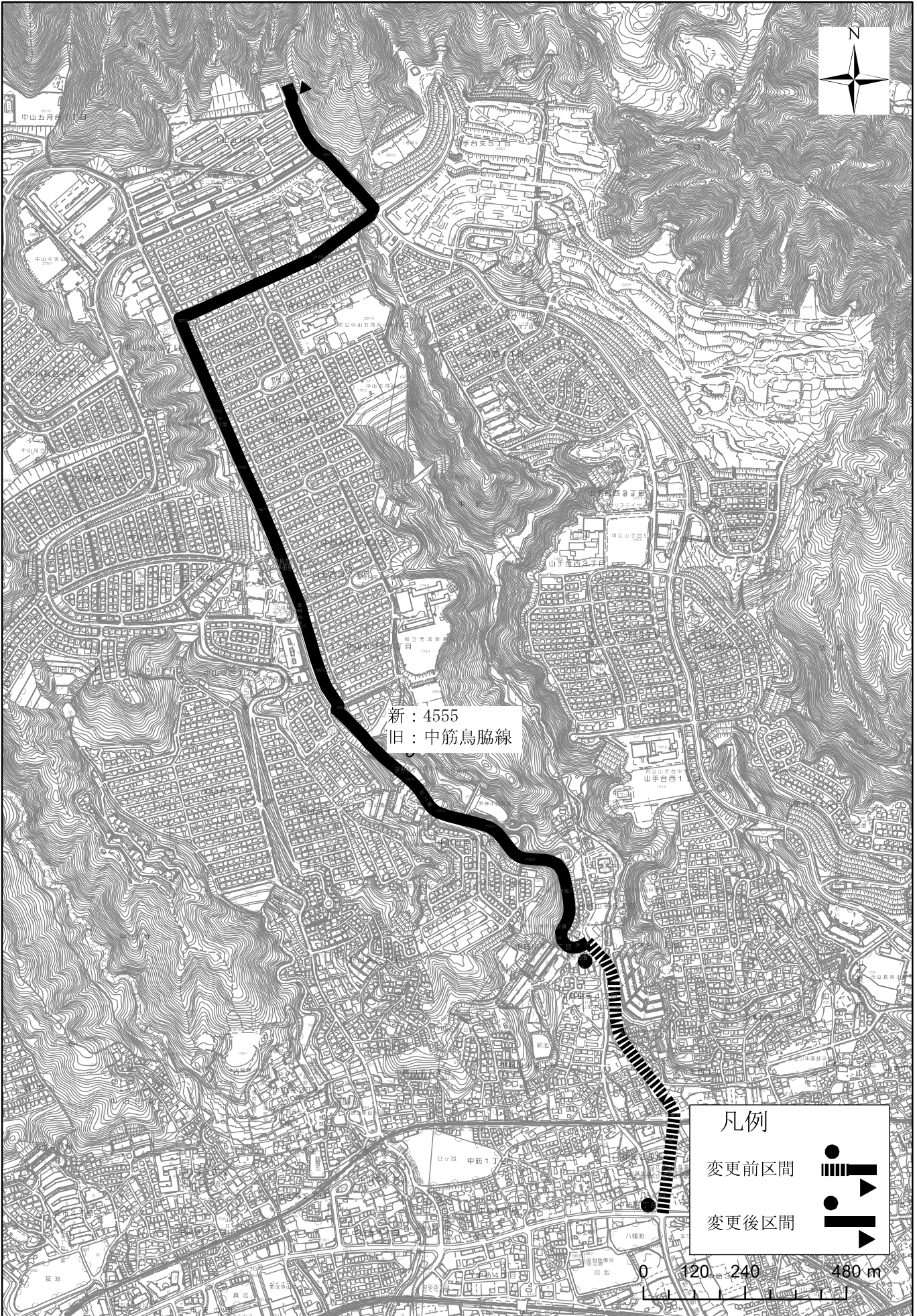
次のとおり市道路線を認定変更しようとするので、道路法第 1 0 条第 3 項の規定により、
議会の議決を求める。

令和 3 年（2 0 2 1 年）9 月 3 日提出

宝塚市長 山 崎 晴 恵

整理 番号	路 線 名		認 定 区 間		重要な 経過地	備 考	
						路 線 延 長	路 線 幅 員
4555	変 更 前	中筋鳥脇線	起 点	中筋2丁目238番		m 3,633.80	m 最大42.00
			終 点	中山五月台6丁目9番12			最小 6.00
	変 更 後	4555号線	起 点	中筋山手4丁目192番1		m 2,928.80	m 最大42.00
			終 点	中山五月台6丁目9番140			最小 6.00

議案第104号
市道路線の認定変更について
認定路線図



議案第105号

宝塚市教育委員会委員の任命につき同意を求めることについて

宝塚市教育委員会の委員4人のうち1人の任期が、令和3年9月30日をもって満了するため、次の者を委員に任命したいので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第2項の規定により、議会の同意を求める。

令和3年（2021年）9月3日提出

宝塚市長 山 崎 晴 恵

宝塚市教育委員会委員に任命しようとする者

住 所



氏 名 木 野 達 夫

※個人情報保護のため、一部マスキングしています。

議案第105号

宝塚市教育委員会委員の任命につき同意を求めることについて
宝塚市教育委員会委員に任命しようとする者

住 所	[REDACTED]	
氏 名	木野 達夫	
生年月日	[REDACTED]	
学 歴	[REDACTED]	
職 歴	平成14年10月	大阪弁護士会登録 あさひ法律事務所入所
	平成18年 4月	岩城・松井法律事務所(現梅田新道法律事務所)入所
	平成24年 1月	兵庫県弁護士会登録 宝塚花のみち法律事務所設立 現在に至る。
	平成26年 4月	兵庫県弁護士会伊丹支部副支部長
	平成26年 8月	三田市居住環境等保全審査会委員
	平成29年 3月	宝塚市環境紛争調整委員会委員 現在に至る。
	平成30年 4月	兵庫県弁護士会伊丹支部副支部長
	平成30年 7月	宝塚市教育委員会委員 現在に至る。
	令和 2年 4月	兵庫県弁護士会伊丹支部支部長 現在に至る。

地方教育行政の組織及び運営に関する法律(抜粋)

(任命)

第4条 (略)

2 委員は、当該地方公共団体の長の被選挙権を有する者で、人格が高潔で、教育、学術及び文化(以下単に「教育」という。)に関し識見を有するもののうちから、地方公共団体の長が、議会の同意を得て、任命する。

3～5 (略)

(任期)

第5条 教育長の任期は3年とし、委員の任期は4年とする。ただし、補欠の教育長又は委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 (略)

※個人情報保護のため、一部マスキングしています。

諮問第4号

人権擁護委員の候補者推薦につき意見を求めることについて

宝塚市の区域の人権擁護委員13人のうち1人の任期が、令和3年12月31日をもって満了するため、次の者を委員の候補者として法務大臣に推薦したいので、人権擁護委員法第6条第3項の規定により、議会の意見を求める。

令和3年（2021年）9月3日提出

宝塚市長 山 崎 晴 恵

人権擁護委員の候補者として推薦しようとする者

住 所



氏 名 坂 上 要 一

※個人情報保護のため、一部マスキングしています。

諮問第4号

人権擁護委員の候補者推薦につき意見を求めることについて
人権擁護委員の候補者として推薦しようとする者

住 所	[REDACTED]	
氏 名	坂 上 要 一	
生年月日	[REDACTED]	
学 歴	[REDACTED]	
職 歴	昭和48年 4月	関西電力株式会社入社
	昭和51年 4月	関西電力株式会社法規室配属
	平成11年 6月	関西電力株式会社総務室法務部長
	平成13年 4月	大阪大学大学院法学研究科客員教授(文部科学省非常勤講師)
	平成17年 6月	関西電力株式会社支配人監査役室長
	平成20年 6月	株式会社関電L & A 常務取締役
	平成22年 6月	株式会社関電L & A 取締役社長
	平成24年 5月	大道自治会副会長
	平成27年 6月	株式会社関電L & A 相談役
	平成28年 1月	人権擁護委員
		現在に至る。
	令和 3年 5月	大道自治会会長
		現在に至る。

人権擁護委員法(抜粋)

(委員の推薦及び委嘱)

第6条 人権擁護委員は、法務大臣が委嘱する。

2 前項の法務大臣の委嘱は、市町村長(特別区の区長を含む。以下同じ。)が推薦した者の中から、当該市町村を包括する都道府県の区域(北海道にあつては、第16条第2項ただし書の規定により法務大臣が定める区域とする。以下第5項において同じ。)内の弁護士会及び都道府県人権擁護委員連合会の意見を聴いて、行わなければならない。

3 市町村長は、法務大臣に対し、当該市町村の議会の議員の選挙権を有する住民で、人格識見高く、広く社会の実情に通じ、人権擁護について理解のある社会事業家、教育者、報道新聞の業務に携わる者等及び弁護士会その他婦人、労働者、青年等の団体であつて直接間接に人権の擁護を目的とし、又はこれを支持する団体の構成員の中から、その市町村の議会の意見を聞いて、人権擁護委員の候補者を推薦しなければならない。

4～8 (略)

※個人情報保護のため、一部マスキングしています。